

タイトル	官製ワーキングプア問題(Ⅳ)：地方自治体で働く非正規公務員の雇用，労働(Ⅱ)
著者	川村，雅則；KAWAMURA, Masanori
引用	開発論集(95)：201-246
発行日	2015-03-13

官製ワーキングプア問題(Ⅳ)

—— 地方自治体で働く非正規公務員の雇用, 労働(Ⅱ) ——

川 村 雅 則*

I. はじめに

本稿は、釧路市に雇われて働く臨時・非常勤職員（以下、非正規公務員ともいう）を対象とした調査結果をまとめたものである。

この間、自治体で働く臨時・非常勤を対象とした調査・研究を行っている。

全国の自治体を対象に行われた、総務省による調査¹から北海道分のデータを取り寄せて集計を行ったり²、札幌市や旭川市など個別の自治体を対象に調査を行っている³。本稿の問題意識も、これらと同様である（参考文献にあげた拙稿を参照）。

すなわち、定数削減の圧力が増し、財政が逼迫する一方で行政サービスに対するニーズは増大・多様化するという状況を背景に、自治体では、正職員が減らされ、代わりに臨時・

非常勤が増大している。短期間・短時間勤務者を除いた、上記の総務省調査でも、その数は全国で約60万人とされている。

しかし、地方公務員法（地公法）では、臨時・非常勤が恒常的に働くことは想定されていないため、彼らに関する規定・位置付けはあいまいである。

そのこともあって、専門職を含め、彼らは、単に賃金水準が低いというだけでなく、再度任用の回数や年数が制限されたり、再度任用に際して（任用と任用のあいだに）一定の「空白期間」がもうけられたりなど、任用面における自治体側の裁量が過度に認められる結果となっている。法制度上は労使対等とされる民間の非正規「雇用」であれば、一定の条件を満たせば、雇い止めを回避することが可能になるのに対して、自治体の臨時・非常勤の「任用」ではそれが不可能である（以下では、両者はとくに使い分けないが、その点に留意）。正規の公務員でもなく、民間の非正規でもない、彼ら臨時・非常勤は、法の狭間におかれた存在である⁴。

¹ 総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員について」2013年3月29日発表。

² 川村（2014c, 2014e）を参照。

³ 札幌市からの聞き取りと提供資料にもとづき川村（2014a）をまとめた。旭川市では、臨時・非常勤職員を対象にアンケートも行った。川村（2013）を参照。なお、川村（2014a）は、公益財団法人北海道地方自治研究所内に2014年度から設置された「非正規公務労働問題研究会」（主査＝筆者）での仕事の成果である。

⁴ こうした非正規公務員問題については、参考文献にあげた上林の研究を参照。なお上林（2014）は、公益財団法人北海道地方自治研究所のサイトで閲覧が可能である。

2014 年 7 月に総務省が、臨時・非常勤職員等の任用に関する通知⁵を各自治体に対して発出した背景にも、以上のような状況に対する、総務省なりの問題意識があったと思われる（その内容については、まとめてふれる）。

だが肝心の自治体では、自治体当局だけでなく労働組合の側にも、このテーマに関する問題意識の深まりや問題解決に向けた具体的な動きはほとんどみられない。そう言っても大きく間違っていないだろう。「問題」を可視化することで、関係者の取り組みに貢献できるのではないかと考え、今回の調査を行った。

II. 本調査研究の概要など

本調査研究は、(1)釧路市から提供された情報の整理と、(2)臨時・非常勤を対象としたアンケート調査から構成される。

まず前者では、次のような情報提供を受けた。

すなわち、釧路市の臨時・非常勤職員の人数や彼らの基本的な労働条件に関する資料のほか、彼らの任用に関する規定（「釧路市臨時

的任用職員取扱規程」「釧路市嘱託職員設置要綱」。以下、「取扱規程」「設置要綱」）である（図表II-1）。

なお、釧路市では、非常勤は「嘱託」と呼ばれているので、以下ではそれにならう。

後者のアンケート調査について説明する（基本的に、旭川で行ったのと同じ内容、方法である）。

第一にこの調査は、釧路市役所労働組合（略称、市役所ユニオン。執行委員長 山口透氏）との共同事業として行った。

第二にアンケートの対象は、一般部局と病院局で働く臨時・非常勤職員である。学童指導員の一部を除き、全員が非組合員である⁶。

第三に、調査票の配布は、市役所ユニオンが行い、回収は、返信用封筒を使って個別に行った。

なお配布と回収の部数は、最新の名簿を使って、計 1,195 人（そのうち、医療職場が 260 人）に対して調査票を配布し、回収は 570 人だった（全て有効回答）。

第四に、アンケート調査票の内容は、対象者の属性のほか、任用、働き方、賃金・処遇、労働条件に対する不安や不満などを尋ねた。

図表II-1 「取扱規程」「設置要綱」の目的

臨時	（趣旨）第 1 条 この規定は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用及び臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。）の給与及び身分取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。
嘱託	（目的）第 1 条 この設置要綱（以下「要綱」という。）は、釧路市嘱託職員（施設管理人、医師等の職種を除き、次条に定める身分を持つ者に限る。以下「嘱託職員」という。）の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものとする。

出所：「釧路市臨時的任用職員取扱規程」「釧路市嘱託職員設置要綱」より作成。

⁵ 総務省「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」2014 年 7 月 4 日。

⁶ 学童保育で結成された労働組合（「児童厚生員ユニオン」）は、自治労加盟ではあるが、市役所ユニオンとは別組織である。規約上、市役所ユニオンには臨時・非常勤は加入できない。

旭川での調査と異なるのは、労働組合に対する意識（組合加入意思）を尋ねた点である。

さて、本稿には以下を資料として添付した。

資料Ⅰ 釧路市からの提供資料

資料Ⅱ アンケート調査回答者の自由記述

資料Ⅲ アンケート調査結果の単純集計及びクロス集計

資料Ⅳ アンケート調査票

自由記述（資料Ⅱ）は、原則としてそのまま掲載している。本文中にも適宜掲載しているが、その際、回答者の性別に加えて、年齢あるいは職種のいずれかを載せた。なお、人数の少ない男性の年齢に関しては、「60歳未満」「60歳以上」でまとめた。

クロス集計（資料Ⅲ）では、①男女別、②男女別（60歳未満に限定）、③任用根拠（臨時、非常勤）別、④職種別（人数が一定数（20人）に達した職種のみ）の分析を行っている。

但し本稿では、全体の結果を中心にとりあげ、クロス集計の結果には部分的にふれるにとどめる。とくに④については、職種（職場）ごとの詳しい調査を行った上で、あらためて

報告したい。

なお、本稿では、無回答は除いて算出しているので、各設問の有効回答数は必ずしも一致しないことに留意されたい。

Ⅲ. 調査結果

1. 臨時・非常勤の人数規模

まずは釧路市の臨時・非常勤の人数を確認する。

総務省調査データによれば（図表Ⅲ 1-1。短期間・短時間勤務者は対象外であることに留意）、釧路市の臨時・非常勤職員は合計で約900人である。その8割が女性である。

任用根拠別にみると、非常勤職員（嘱託）は全員が特別職である。

職種は、「保育士等」「一般事務職員」「技能労務職員」の順に多い。嘱託では、「一般事務職員」「保育士等」（と「その他」）に集中しているのに対して、臨時職員では、「保育士等」を筆頭に、「技能労務職員」「看護師等」「一般事務職員」「教員・講師」「医療技術員」で50

図表Ⅲ 1-1 総務省調査にみる釧路市の臨時・非常勤職員数（2012年4月1日時点） 単位：人

区 分	特別職非常勤職員 (地公法3条3項3号)			臨時的任用職員 (地公法22条2項・5項)				合 計		
	男	女	計	男	女	計	計のうち フルタイム	男	女	計
一般事務職員	30	108	138	10	61	71	66	40	169	209
技術職員	2	3	5	2	0	2	1	4	3	7
医師	0	0	0	7	2	9	6	7	2	9
医療技術員	0	3	3	1	51	52	50	1	54	55
看護師等	0	0	0	0	80	80	32	0	80	80
保育士等	13	117	130	3	98	101	39	16	215	231
給食調理員	0	0	0	0	35	35	11	0	35	35
技能労務職員	10	9	19	49	45	94	35	59	54	113
教員・講師	4	2	6	4	51	55	7	8	53	61
その他	27	51	78	2	3	5	1	29	54	83
合 計	86	293	379	78	426	504	248	164	719	883

注：釧路市では「一般職非常勤職員（地公法17条）」での採用はない。

出所：情報開示請求で入手した、総務省（2013）のうち釧路市分データ。

人を超えている。

次の図表Ⅲ 1-2 以下は、釧路市から提供されたデータである。

まず、過去 3 年間をみても、正職員が減少し、臨時・嘱託が増加している（図表Ⅲ 1-2）。前者は、市の説明によれば、財政健全化推進プランの確実な実行による、事務事業の見直しに伴うものである、という。

消防や市立病院を除く部局ごとにみると

（図表Ⅲ 1-3）、7 割強を市長部局が占める（同部局には選挙管理委員会などの小部局が含まれる）。

どの部に臨時・嘱託は多いのだろうか。釧路市から提供されたデータ（2014 年 4 月 1 日時点の、部・課ごとの、雇用形態別職員数）によれば、図Ⅲ 1-4 のとおりである（ここでは、部ごとの人数にとどめ、課ごとの情報は、資料Ⅰ-1 に整理）。

図表Ⅲ 1-2 正職員と臨時・嘱託職員の人数の推移
（各年度 4 月 1 日時点） 単位：人、%

	正職員	臨時・ 嘱託計	臨時職員	嘱託職員
2011 年度	1,524	871	449	422
12 年度	1,499	923	464	459
13 年度	1,466	906	454	452
2011 年度	63.6	36.4	18.7	17.6
12 年度	61.9	38.1	19.2	19.0
13 年度	61.8	38.2	19.1	19.1

注：消防・市立病院は除く。

出所：釧路市提供資料より作成。

図表Ⅲ 1-3 部局別にみた正職員数及び臨時・嘱託職員数（2013 年 4 月 1 日時点） 単位：人

	正職員	臨時・ 嘱託計	臨時職員	嘱託職員
市長部局	1,063	668	258	410
教育委員会	267	230	194	36
上下水道部	136	8	2	6
計	1,466	906	454	452

注 1：消防・市立病院は除く。

注 2：選挙管理委員会などの小部局については、市長部局に含む。

出所：図表Ⅲ 1-2 と同じ。

図表Ⅲ 1-4 部別にみた正職員数及び臨時・嘱託職員数（2014 年 4 月 1 日時点） 単位：人

	正職員	臨時・ 嘱託計	嘱託職員	臨時職員	臨時・ 嘱託割合 (%)
合計	1,438	914	456	458	38.9
市長部局＋小部局	1,038	659	412	247	38.8
市長部局					
総務部	148	27	17	10	15.4
総合政策部	68	6	3	3	8.1
市民環境部	116	60	53	7	34.1
福祉部	158	75	58	17	32.2
こども保健部	181	312	177	135	63.3
産業振興部	55	26	17	9	32.1
水産港湾空港部	38	6	3	3	13.6
都市整備部	106	26	20	6	19.7
阿寒町行政センター	78	69	47	22	46.9
音別町行政センター	56	40	11	29	41.7
その他	13	6	2	4	31.6
小部局					
（選挙管理委員会、監査事務局、 農業委員会、議会事務局）	21	6	4	2	22.2
教育委員会					
学校教育部	187	219	31	188	53.9
生涯学習部	78	24	7	17	23.5
上下水道部	135	12	6	6	8.2

出所：図表Ⅲ 1-2 と同じ。

すなわち「こども保健部」や「学校教育部」では、臨時・非常勤割合が5割を超えている。前者では、「こども育成課」で働く「児童厚生員・保育士」が、後者では、「給食調理員（学校給食）」「用務員・事務補（小学校，中学校）」が、それぞれあげられる（資料Ⅰ-1を参照）。

2. 回答者の属性

ここからはアンケート調査の結果もまじえてみていく。まず、570人の回答者の属性をみる。

第一に性別は（図表Ⅲ 2-1）、「女性」が84.4%と多数を占める。

第二に年齢は（図表Ⅲ 2-2）、「40歳代」、「50歳代」がそれぞれ3割弱で、「20歳代」が2割で続いている。なお、男性だけでみると年齢は高く、「60歳以上」が半数以上（54.5%）を占める。

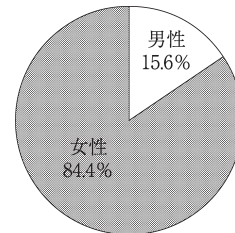
第三に世帯構造は（図表Ⅲ 2-3）、「配偶者と子ども」（31.9%）、「配偶者との二人暮らし」（22.1%）、「親のみ」（10.9%）、「単身世帯」（8.9%）、「子どものみ」（8.6%）の順である⁷。

以上に関連して第一に、男性回答者では、60歳以上が半数を超えたことについて市に尋ねたところ、臨時・嘱託ともに、60歳未満の男性の応募はそもそも少ないとのことだった⁸。後でみるとおり、臨時・嘱託の収入水準

の低さが、（主たる家計支持者の役割を期待される）男性の応募を困難にしていることが考えられる。

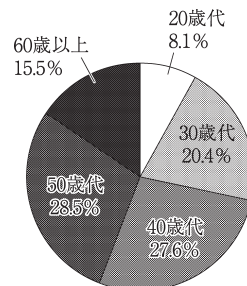
第二に、「男性・60歳以上」群の前職を市に尋ねたところ、臨時では、配置先が施設管理などの労務職場であることから、多くは、前

図表Ⅲ 2-1 回答者の性別



n = 570

図表Ⅲ 2-2 年齢



n = 569

図表Ⅲ 2-3 世帯構造 単位：人，%

	570	100.0
単身世帯	51	8.9
配偶者との二人暮らし	126	22.1
配偶者と子ども	182	31.9
親のみ	62	10.9
親と兄弟姉妹	20	3.5
親，配偶者，子ども	29	5.1
親，配偶者	18	3.2
子どものみ	49	8.6
親，子ども	12	2.1
その他	21	3.7

⁷ 釧路市は、母子世帯の就労支援で知られた自治体であるが、市によれば、臨時・嘱託の任用面ではとくに政策的な配慮（優先的な採用）はないとのことである。

⁸ （応募者ではなく）採用者のデータになるが、市によれば、臨時職員では、男性（採用者）のうち4割が、嘱託職員では、同じく男性のうち6割が、それぞれ60歳以上とのことである（女性ではそれぞれ2割，1割）。

職では現場作業等の経験者であること、また嘱託では、6割以上が前職は公務員である、との回答だった。

3. 任用、勤続、就労希望など

1) 「取扱規程」「設置要綱」にみる任用規定次に、任用や勤続に関する状況を見る。

まずは、彼らの任用に関する規定はどうなっているのかを、「取扱規程」「設置要綱」で確認する（図表Ⅲ 3-1）。

まず臨時職員は、6ヶ月を超えない期間で雇われ、なおかつ、6ヶ月を超えない期間で任用の更新が可能とされている（「取扱規程」より）。

さらに市の説明によれば、6ヶ月の任用後、再度の任用に際しては、基本的に、6ヶ月の空白期間が必要となる。

但し、例えば保育士など人材確保が困難な有資格者や、給食調理員など経験や技能が求められる業務内容の場合には、1年を超えて任用される場合があり、その場合、空白期間は適宜判断される、とのことである。

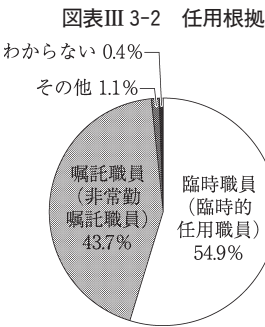
次に嘱託は、任用期間は1年以内で、再度の任用は可能だが、「原則として10年を超えてすることができない」とされている（「設置要綱」より）。

ではアンケート調査結果をみていこう。

2) アンケート調査にみる任用や勤続など

第一に、回答者の任用根拠をみると（図表Ⅲ 3-2）、「臨時職員」が54.9%、「嘱託職員」が43.7%である（残りは、「その他」1.1%、「わからない」0.4%）。

第二に、1回の雇用契約期間は（図表Ⅲ



n=570

図表Ⅲ 3-3 1回の雇用契約期間

単位：人，%

	全 体		任用根拠別			
			臨 時		嘱 託	
	567	100.0	311	100.0	248	100.0
6ヶ月未満	37	6.5	34	10.9	2	0.8
6ヶ月間	214	37.7	204	65.6	4	1.6
1年間	273	48.1	38	12.2	234	94.4
学期ごと	29	5.1	27	8.7	2	0.8
その他	14	2.5	8	2.6	6	2.4

図表Ⅲ 3-1 臨時・嘱託職員の任用に関する規定

臨時	(臨時的任用を行うことができる場合) 第2条 任命権者は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、6か月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。(各号は省略――引用者)
	(臨時的任用の期間の更新) 第3条 臨時的任用の期間は、特にやむを得ない場合に限り6か月を超えない期間で更新することができる。
嘱託	(任用) 第4条 嘱託職員の任用は、嘱託した日からその日の属する年度の末日までの間で発令するものとする。
	2 嘱託職員は、原則として65歳未満の者のうちから市長が嘱託する。
	3 嘱託職員は、再任することができる。ただし、原則として10年を超えることができない。

出所：図表Ⅱ-1と同じ。

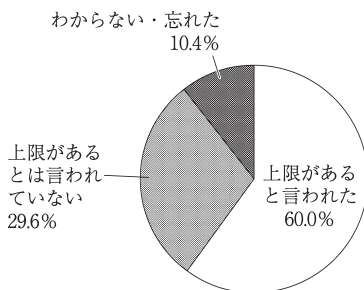
3-3)、臨時職員では「6ヶ月間」「6ヶ月未満」という回答が合計で4分の3を占め、嘱託では「1年」が94.4%を占めている。

第三に、契約更新の回数や勤続年数に上限があるという説明を受けたかどうかは(図表Ⅲ 3-4)、「上限があると言われた」が6割を占める。但し「言われた」のは嘱託で多く、その割合は84.6%に達する(臨時は41.2%)。

第四に、雇い止めや再就職に対する不安は多い(図表Ⅲ 3-5)。「非常に不安がある」「不安がある」の合計が全体の4分の3を占める。

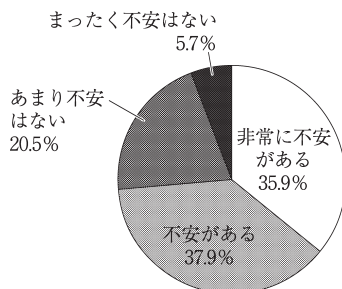
ところで、臨時・嘱託の実際上の働きに関わって述べると、全国の自治体同様に、彼らの勤務は一時的なものではない。

図表Ⅲ 3-4 契約更新の回数や勤続年数に上限があると言われたか



n=565

図表Ⅲ 3-5 雇い止めや再就職に対する不安の有無



n=562

すなわち、通算勤続年数は(図表Ⅲ 3-6)、「3年以上」が半数強、「5年以上」に限っても、4割弱を占める。臨時職員に限っても、3割は「5年以上」働いている(前述のとおり、空白期間が間に挟まれる)。

では、現在の雇用形態で働く理由は何だろうか。3つ以内で回答してもらった(正確に言うとは、選択肢には、そもそも「働く理由」も含む)。

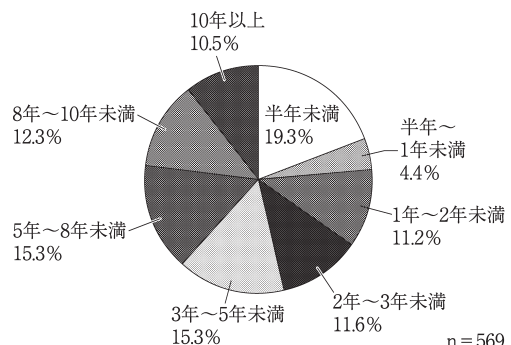
図表Ⅲ 3-7 のとおり、最多は、「カ. 生活を維持するため」で半数を占める。次に「ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから」が3割と続いている。

だがこの結果は、回答者の性や年齢によって異なる。

例えば、「若い」「男性」では、不本意に非正規雇用を選択している層(図表中の選択肢「ア」)が半数を占めていたり(資料Ⅲを参照)、女性では、年齢に従い「カ. 生活を維持するため」が増加し、なおかつ、30, 40歳代では、「ウ. 育児・介護等のため」が3割弱まで増加していることなどである(図表Ⅲ 3-8)。

そのことは、正職員・正社員で働く希望の有無(図表Ⅲ 3-9)についても同様だが、ここでは、回答者全体で、4割強が正規を希望し

図表Ⅲ 3-6 通算勤続年数



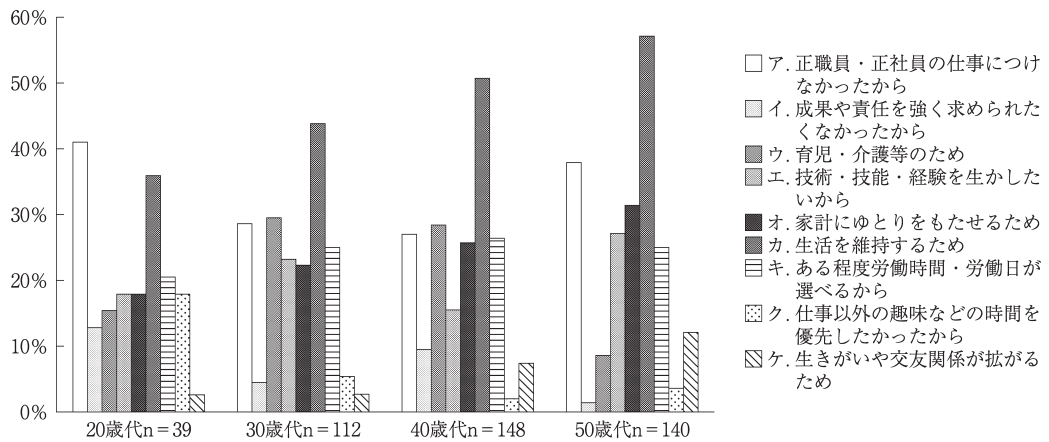
n=569

図表Ⅲ 3-7 現在の雇用形態で働く理由（3つ以内で複数回答可）

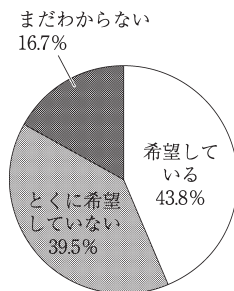
単位：人，％

	568	100.0
ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから	171	30.1
イ. 成果や責任を強く求められなかったから	31	5.5
ウ. 育児・介護等のため	97	17.1
エ. 技術・技能・経験を生かしたいから	116	20.4
オ. 家計にゆとりをもたせるため	149	26.2
カ. 生活を維持するため	293	51.6
キ. ある程度労働時間・労働日を選べるから	135	23.8
ク. 仕事以外の趣味などの時間を優先したかったから	33	5.8
ケ. 生きがいや交友関係が広がるため	49	8.6
コ. その他	54	9.5

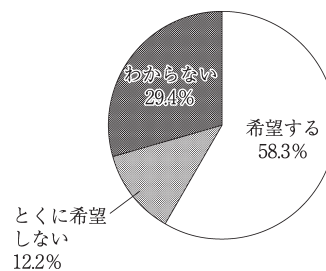
図表Ⅲ 3-8 年齢別にみた、現在の雇用形態で働く理由（女性）



図表Ⅲ 3-9 正職員・正社員で働く希望の有無



図表Ⅲ 3-10 今の職場で働き続けることの希望



n=564

n=569

ていることを確認するにとどめる。

最後に、もし上限がなければという仮定で、今の職場で働き続けることを希望するかどうかを尋ねたところ(図表Ⅲ 3-10)、臨時でも嘱託でも「希望する」が6割弱を占めている。

- 専門的な仕事でやりがいがあり、必要とされている仕事で、定年まで続けたい思いは強く感じている。切られてしまうのに不満がある。女性／50歳代
- 何年経験を積もうと正規雇用にならない上に、試験を受けても、臨時雇用時の実績はふまえてくれない。男性／60歳未満
- 家族の事情でなかなか職が決まらず、今の勤務先をできれば辞めたくない思いでいっぱいです。雇用期間が5年間だけと短すぎます。できればずっと働き続けたいのですが更新することもできません。次の職場探しが非常に不安です。女性／学校給食
- 子どもを抱え、満期を迎えた後の生活に不安を抱えています。嘱託職員のため雇用期間が10年と決まっています。母子家庭で先がとても不安です。賃金は上がらないにしても雇用期間を定年までにしていただきたいです。女性／30歳代
- 退職時に年齢が40代の後半であるため再就職が難しいと思われること。女性／学童指導員
- 年をとると再就職も厳しくなるので、とくに問題のない場合には上限なく雇用してもらえたら助かります。長く安心して働きたいです。女性／学校給食
- 雇用終了後の再就職について。年齢的に、保育の現場での雇用は概ね35歳までとなっているので難しい。女性／学童指導員
- 契約の期間通り働けるか不安もあり、契約を過ぎた後にすぐ新しい職場が決まるのかも心配。女性／20歳代
- 10年雇用契約は知らなかった!! 50代で切られても仕事がない!! 賃金ももう少し高いと良いのですが、それより、10年雇用じゃなく、正職員と同じく60歳まで雇用して欲しい! 働きたくても、その後どの企業も使ってはくれない。女性／学校事務補

- ある程度年数を重ねると、経験年数が長くなるとともに実年齢も増えていくので、これから先、年齢制限を気にしながらの職探しに不安を感じる。女性／30歳代

4. 仕事内容

回答者がどんな仕事に従事しているのかをみていこう。まずは職種である(図表Ⅲ 4-1)⁹。

多いのは順に、「一般事務」「学童指導員」「学校給食」「保育士」「看護師」などである。男性では、「学校用務員」が全体の3分の1を占めて最多である。なお、冒頭に述べたとおり、職種ごとの詳細分析は、別の機会に行う。

ところで、臨時・嘱託が従事している職務は、正職員のそれと比べた際にどうなのだろうか。

「取扱規程」「設置要綱」にはとくに記載はないが、市によれば、臨時職員は「正職員の補助的業務」に、嘱託職員は、「正職員の業務の一部で、自らの知識・経験や資格に基づいた専門性の高い業務」に、それぞれ従事させているとのことである。ではアンケートの結果はどうか(図表Ⅲ 4-2)。

まず全体では、「正職員よりも軽易な職務に従事」が半数強を占める。

但し、「正職員と同様の職務に従事」が4分の1弱を、そして、「職場に正職員がいない」も全体の5分の1を、それぞれ占めている(後者には、かつて正職員が担当していたのを現

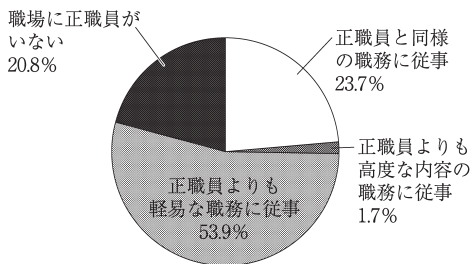
⁹ 調査票では、「その他」を含め17の職種を用意し、そこから選択してもらったのだが、「その他」に回答が多く集まった。分類を試みたが、抽出できたのは、「看護助手」26人のみである(図表に加えている)。

図表Ⅲ 4-1 職種

単位：人，％

	全 体		雇用形態			
			臨 時		嘱 託	
	564	100.0	310	100.0	246	100.0
一般事務	114	20.2	41	13.2	73	29.7
保育士	36	6.4	30	9.7	5	2.0
学童指導員	61	10.8	18	5.8	43	17.5
看護師（正看／准看）	31	5.5	27	8.7	4	1.6
看護助手	26	4.6	25	8.1	1	0.4
医療技術者	13	2.3	13	4.2		
保健師	1	0.2			1	0.4
介護	20	3.5	10	3.2	10	4.1
相談員	26	4.6	2	0.6	24	9.8
学校給食	40	7.1	33	10.6	1	0.4
保育園調理員	12	2.1	12	3.9		
学校事務補	20	3.5	19	6.1	1	0.4
学校用務員	30	5.3	26	8.4	4	1.6
運転職	1	0.2			1	0.4
清掃	26	4.6	11	3.5	14	5.7
その他現業	18	3.2	3	1.0	15	6.1
その他非現業	4	0.7			4	1.6
その他	85	15.1	40	12.9	45	18.3

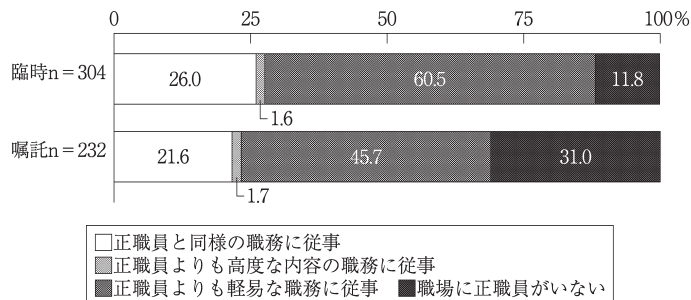
図表Ⅲ 4-2 正職員との比較でみた職務内容



在は非正規が担当しているケースも含まれる)。

これを任用根拠別にみると（図表Ⅲ 4-3），臨時では，「正職員よりも軽易な職務に従事」が6割を占めるのに対して（もっとも，それでも「同様の職務に従事」がなお臨時全体の4分の1を占めることには留意），嘱託では，「軽易な職務に従事」が45.7%の一方で，「正

図表Ⅲ 4-3 任用根拠別にみた職務内容（対正職員）



職員がいない」(31.0%)と「同様の職務に従事」(21.6%)を足し合わせると全体の半数を超えている。

市からの説明のとおり、嘱託は専門性がより高い仕事に配置されている(者が多い)と思われる。

だが、仕事面でのこうした専門性の高さにも関わらず、(後述する)賃金水準の低いことは、職員にとっての不満となっているようだ。

- 正職員と同様の仕事をするのに賃金格差が大きい上に、昇給・ボーナスなど一切ない。いつも新人がすぐにやめるので負担が大きい。仕事を教える体制がなっておらず、2、3回教えて覚えられないと怒鳴られるので長続きしない。もっと長い目で見ないとあれだけの仕事量は覚えられない。この仕事はとにかくきつい。賃金を上げるか人数を増やすかしないとこれ以上は頑張れない。女性／学校給食
- 職員とほぼ同じ仕事をしているのに賃金の差が大き過ぎる。時給が安く、働く時間が短いので、収入が少ない。男性／学校用務員
- 正職員と臨時職では処遇の差があるが、正職員はその事を理解しておらず、知ろうともしくれないように感じる。しかし仕事内容に関しては同様の事を求められるのが納得できない。女性／看護師
- 嘱託なのに主務で行う場合があり、責任・荷が重い時がある。職場全体の仕事内容、連絡事項が伝達されない時があり困る。女性／保育士
- 1日の仕事内容の8割は対等の労働!! 正職員の所得が高すぎる(臨時職員と比較して)。女性／60歳以上
- 正職員がいない職場で正職員並の管理責任を安い給与で持たされています。昔の非常勤と違い、資格や経験が必要な職場で、かつ管理責任まで問われ、手取りは10~11万円で、生活保護家庭より少ないというのが現状です。資格や経験、責任に合った給与と永年雇用を求めています。女性／学童指導員
- 正職員と同等、それ以上の仕事量と思われ、負

担が大きい。女性／一般事務

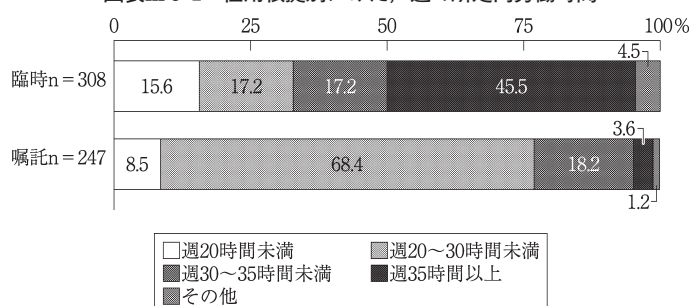
- 正規職員とは雇用形態が違うだけで、実際の仕事、労働内容は、非正規・臨時も同じなのに、賃金には差があり納得いきません。言葉は悪いが、正規はもっと働け、と思う時があります。臨時でも一生懸命働く人がいたり、正規でもラクをしている人がいると思うと、働くことが嫌になる時もあります。不公平さは常に感じています。女性／学童指導員
- 勤続年数が多くなるにつれ効率よくこなしているため、仕事量が増加していく。にもかかわらず新人と同じ賃金であることが不満です。女性／看護助手
- 給料と仕事内容が見合わない。非常に高度なことを求められる割に賃金が安く感じる。女性／学童指導員
- 資格はないものの、時間的な事や、業務内容からみても、かなりの仕事量・仕事内容なのに、賞与がないところが少々納得いきません。職員と同じ率とはいかなくても、あれば次からの頑張り、意欲にもつながります。月々の給料も、仕事の内容と合っていないと思います。女性／看護助手
- 10年雇用で、年齢も50歳になるため、次の仕事が決まるか不安。正職員と変わらない仕事であるが、処遇の差が大きい。仕事がやりづらいつところがある。女性／その他職種
- 経験があると正職より責任の重い仕事内容になっている。正職ばかり教育訓練参加があり、臨時参加の時は時間外である。忙しい業務の中、正職は時間内の勉強会(会議)が多く、負担は大きい。同じ業務をしても福利厚生も差が大き過ぎる。女性／看護師
- 今の仕事に正職員がいない。仕事内容が濃い割には賃金が安いような気がします。女性／看護助手
- 正職員はこちらに頼りすぎ。仕事量が多く体力的にもきつい! 結果、退職者が後を絶たず、新人が来てもすぐに辞めてしまう。また一層負担が増す、の繰り返し。有休はシフト作成のため、2、3ヶ月前に伝えなくてはならず。その月にとれたとしても、他の人との勤務の兼ね合いがあるので、とても使いづらい。女性／介護

図表Ⅲ 5-1 臨時・嘱託の勤務時間等に関する規定

臨時	(勤務時間その他の勤務条件) 第 10 条 臨時職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日については、釧路市職員定数条例 (平成 17 年釧路市条例第 40 号) 第 1 条に規定する職員 (以下「正規職員」という。) の例による。ただし、パート職員については任用の実態によりその都度定める。
嘱託	(勤務時間及び休憩時間) 第 10 条 勤務時間は、1 週間に付き 29 時間以内とし、職種毎の勤務時間とその割振り、週休日及び休日については、市長が別に定める。 2 業務の都合により、前項に規定する所定の勤務時間を超え、又は週休日若しくは休日に勤務させることがある。 3 前項において、市長が必要と認める場合は、あらかじめ週休日又は休日を他の日と振り替えることがある。

出所：図表Ⅱ-1 と同じ。

図表Ⅲ 5-2 任用根拠別にみた、週の所定内労働時間



●担任のいない中、担任でないのにクラスを任せられたり。先生達の手の足りないところを指導員をうまく使いたいのは大変わかるのですが、ほとんどの指導員は休憩もとれず (先生達の休憩とも時間があわないのでとりづらいし、クラブや実行委員会など普通のその時間を働いていますが、無給です)、時間通りに帰れない。この機会にどうにかして欲しいと切実に思います。女性／その他職種

図表Ⅲ 5-3 臨時・嘱託の、給与保障の有無別にみた
休暇・休業制度

臨 時		嘱 託	
有 給	無 給	有 給	無 給
年次休暇	介護休業	年次休暇	産前産後の休業
子の看護休暇		子の看護休暇	介護休業
裁判員休暇		病気休暇	生理休暇
短期介護休暇		夏季休暇	
		忌引休暇	
		裁判員休暇	
		短期介護休暇	

注：市の回答より作成。

5. 勤務時間、休暇・休業など

ここでは、臨時・嘱託の勤務時間や休暇、休業についてみていく。

まず、勤務時間に関する規定を「取扱規程」「設置要綱」で確認すると (図表Ⅲ 5-1)、臨時職員は、パートを除いて、正職員の「例による」 (38 時間 45 分)。嘱託は、「1 週間に付き 29 時間以内」が原則となっている。

アンケートの結果でも、週の所定内労働時間は (図表Ⅲ 5-2)、臨時が「週 35 時間以上」で最多で、嘱託は「週 20～30 時間未満」に 7 割弱が集中している。

次に、休暇・休業制度についてみる。図Ⅲ 5-3 は、給与保障の有無別にそれらをまとめたものである。

臨時職員では、そもそも保障された休暇・休業制度自体が少ない。例えば「生理休暇」や「忌引休暇」がないほか、「夏季休暇」もない。短期間での雇用を前提としているためと思われる（が、実際の再度任用状況をふまえると、休暇制度のあり方は検証の必要性があるのではないか）。

ではこれらの内容をみていこう。第一に、有給休暇に関する状況を見る。

まず「取扱規程」と「設置要綱」によれば、有給休暇は、臨時では、「2か月以上の任用期間をもって任用された」者に対して、図表Ⅲ 5-4 のとおりの日数が付与される。1年で（最大で）12日である。

嘱託では、勤務日数と更新回数によって図表Ⅲ 5-5 のとおりの日数が付与される。7年

目以降で最大で20日になる。

さてアンケートでは、有給休暇について、付与日数と使用日数、そして使いやすさを尋ねた。ここでは最後の使いやすさをみておく（図表Ⅲ 5-6）。

結果は、8割弱が「使いやすい」と回答している。なお、合計で2割を占める「非常に使いづらい」「使いづらい」は、職種による差がみられる（資料Ⅲ）。職場の人員配置や働き方とあわせて検証する必要がある。

第二に、有給休暇以外の休業制度について、規定をみていく。

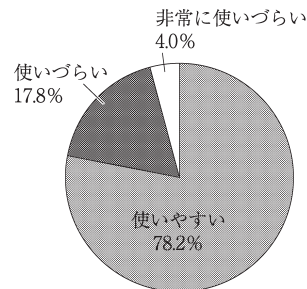
先に嘱託をみると（図表Ⅲ 5-7）、産前産後の休業、介護休業等、生理休暇、病気休暇、夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇に関する規定が「設置要綱」に定められている。

図表Ⅲ 5-4 勤務期間の区別にみた、臨時職員の有休付与日数

勤務した期間の区分	日 数
6か月以下	1暦月（月の途中で任用された場合にあっては、当該月に20日以上任用期間がある場合を含む。）につき1日
6か月を超え10か月以下	4日
11か月	1日
12か月	1日

出所：「取扱規定」より作成。

図表Ⅲ 5-6 有給休暇の使いやすさ



n=455

図表Ⅲ 5-5 勤務日数×更新回数別にみた、嘱託職員の有休付与日数

週の勤務日数	年の所定勤務日数	更新回数（任用期間）							
		0回（1年目）		1回（2年目）	2回（3年目）	3回（4年目）	4回（5年目）	5回（6年目）	6回以上（7年目以降）
		6ヶ月未満	6ヶ月以上						
5日以上	217日以上	6日	12日	12日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	216日以下	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	168日以下	2日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	120日以下	—	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日以上	—	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

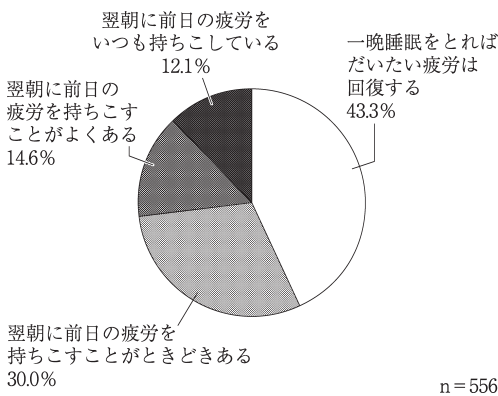
出所：「設置要綱」より作成。

図表Ⅲ 5-7 嘱託職員の休業制度

(産前産後の休業) 第 12 条	6 週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間) 以内に出産する予定の女性嘱託職員から請求があったときは、休業させる。
2	出産した女性嘱託職員は、産後 8 週間休業させる。ただし、産後 6 週間を経過した女性嘱託職員から請求があったときは、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。
(介護休業等) 第 13 条	嘱託職員の介護休業、育児休業、子の看護休暇及び短期介護休業については、市長が別に定める。
(生理休暇) 第 14 条	生理日の就業が著しく困難である女性嘱託職員に、請求により 3 日以内の生理休暇を与える。
(病気休暇) 第 15 条	嘱託職員が負傷し、又は疾病にかかり、医師の診断書に基づく 4 日以上 of 休業が必要な場合、その療養期間中 70 日に至るまでの間病気休暇を与える。
(夏季休暇) 第 16 条	夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7 月から 9 月の期間内において 3 日以内の夏季休暇を与える。
2	市長は、嘱託職員の勤務条件の特殊性等により、前項の期間内において 3 日以内の夏季休暇を与えることが困難な場合は、当該期間について別に定めることができる。
(忌引休暇) 第 17 条	嘱託職員の親族が死亡した場合においては、請求により別表の基準により忌引休暇を与える。(別表は省略——引用者)

出所：図表Ⅲ 5-5 と同じ。

図表Ⅲ 5-8 最近の疲労回復状況



それに対して臨時では、「臨時職員の介護休業、子の看護休暇、裁判員休暇及び短期介護休業については、別に定める」という記載のみである（「取扱規程」の「(勤務時間その他の勤務条件) 第 10 条の 5」より。但し市によれば、内規が別に存在する、とのことである）。

働き方に関わって、最後に、アンケート調査から、最近の疲労回復状況をみると（図表Ⅲ 5-8）、疲労の蓄積が高いのは合計で回答者の 4 分の 1 である。但し、例えば看護助手や

介護では、この割合が半数を超えているなど、職種別の詳しい検証が必要と思われる。

- 昼休憩時間であっても、印刷やお客様があれば作業をしなければならないし、朝も正規時間より 30 分ほど早く出勤して仕事をしなければならないので、休み時間があるようでない。女性／学校事務補
- 臨時職員でも有給休暇が欲しいです。堂々と「休みます」と言いたい。女性／学校給食
- 時給のみの賃金でありながら毎日 20 分早くに来て仕事をしているのですが、それに対して賃金は発生せず、かといってその分 20 分早くに帰る（前倒し）ことができない!! 現実的にお茶の用意のためには、20 分早くに来ないと間に合わない。細かいことですが、この無給は厳しいです!! 女性／50 歳代
- パート扱いだと生活が苦しく、病気をしても休むことができない。年齢が高いと正職員になるのが大変困難で、安定した生活が望めないのも、大変不安である。女性／一般事務
- 休憩時間として 45 分間の給料分は差し引かれているが、実際は休憩時間はほとんど取れないのが現状です。そこを何とかして欲しいと思います。女性／30 歳代

- 有給休暇は年に10日あるのですが、もう少し増やして欲しい。もしくは有給休暇の他に病気休暇や生理休暇が欲しい。女性／学校事務補
- 今後育休制度を利用したいが、雰囲気不安。仕事をやめたくない。女性／20歳代
- 同じ仕事であまりにも賃金に差がある。お昼休みは賃金に換算されていないが、仕事を頼まれることがよくあり、来客や給食の準備などで昼休みをしっかりとれることがない(昼休み分も勤務にすると、最低賃金を下回る)。自分の仕事でないことを頼まれる。一生懸命真面目に働いてもばかりになる。女性／学校事務補
- 会議などで勤務時間が過ぎても、翌日以降に時間を調整して早く帰ることになっていて、超過勤務として扱ってくれない。もっと残念なことは、休日に仕事をしなにかかわらずいっさい諸手当などは出ず、その時間を他の日に振り替えさせられた。女性／50歳代
- 忌引休暇がなく、休暇を突然使わなければいけない場合もあったので、結果的に有休がすべて無くなり、その後は欠勤になってしまった。もともと人手が不足ぎみで、休みを取るのにも、他の人に気を使わなければいけない。自分の自由に休んでいいという雰囲気ではない。女性／看護師
- 人手が少ないため、1人で2人分の仕事をしたり有給休暇がとりにくい。女性／看護師
- 有給休暇で、正職員の方を優先。自分の欲しいところをなかなかもらえない。次から次へと仕事の内容が入ってきて、外来勤務なのに病棟勤務が入ってくる。始めの内容と違いがある。もっと人を増やして欲しい。女性／看護助手
- スケジュールにあわせて業務を行うため、休日がある場合(年末年始など)はとても厳しい。これまでの経緯があるため、なかなか超勤を言い出せず、多少、早く出勤したり業務終了時間後も残って業務をしている。通常の時間ではなかなか休暇も取れない。休むと自分が大変になるため。女性／一般事務

6. 賃金

臨時・嘱託の賃金に関する規定を「取扱規

程」「設置要綱」から抜き出した(図表Ⅲ 6-1)¹⁰。

嘱託には一時金(「期末加給金」)が支給されているが、臨時職員には、一部の職種(市立病院で働く看護師)を除き、支給されていない(同図表のとおり、規定上は支給は可能である)。昇給は臨時にも嘱託にもない。

賃金額については、職種別単価表を市から提供された。図表Ⅲ 6-2は臨時職員のそれである。嘱託については、職種数が150件超と多いので、職種別の単価は資料Ⅰ-2にまとめ、ここでは、金額階級別に賃金額を整理した(図表Ⅲ 6-3)。

まず臨時について、人数の多い職種を例にみると、「事務補助」の賃金額は、1日当たりで5,800円、1時間当たりで748円、「保育士」でそれぞれ6,680円、862円にとどまる。「看護師」「保健師」など、時給1,000円を超える職種は限られている。

次に嘱託はどうか。短時間勤務の特殊なケースも含まれるが、平均値は12万5,904円(中央値は13万5,500円)である。所定内労働時間が短いとはいえ、年間で(つまり12倍して)、160万円強にとどまる。

なお、「専門性の高い」(前述)という嘱託でも、月額20万を超えるのは、2職種のみである(「防災危機管理指導員」「主任海外販路支援員」)。

ではアンケートの結果をみていこう。

第一に支払い形態は、臨時では「日給月給

¹⁰「設置要綱」には記載がないが、嘱託職員の交通費は「月額をもって報酬額を定められる者の通勤費は、一般職の職員に支給する通勤手当の例による」と定められている(「釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」)。

図表Ⅲ 6-1 臨時・嘱託の賃金に関する規定

臨時	(給与) 第 6 条 臨時職員に、釧路市職員の給与に関する条例(平成 17 年釧路市条例第 65 号。以下「給与条例」という。)第 33 条第 1 項の規定により、次に掲げる給与を支給する。 (1) 賃金 賃金は勤務に対する報酬であって次の区分により別表に定めるところによる。 ア 釧路市職員の勤務時間等に関する条例(平成 17 年釧路市条例第 46 号)第 2 条に規定する時間(以下「正規の勤務時間」という。)勤務する臨時職員にあっては、1 日当たりの賃金 イ 正規の勤務時間勤務を要しない臨時職員(以下「パート職員」という。)にあっては、1 時間当たりの賃金 (2) 通勤手当 片道 2 キロメートル以上の距離を通勤する場合は、給与条例第 16 条の規定の例によって通勤手当を支給する。 (3) 期末加給金 6 月及び 12 月に在職する臨時職員で、市長が別に定めるものには、期末加給金を支給することができる。この場合において、期末加給金の支給基準日及び支給率等については、その都度市長が定める。 (4) 超過勤務手当 正規の勤務時間外又は休日に勤務を命ぜられた臨時職員には、給与条例第 20 条の規定の例によって超過勤務手当を支給する。 (5) 夜勤手当 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する臨時職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの賃金の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。
嘱託	(報酬等) 第 19 条 嘱託職員の報酬及び費用弁償は、釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年釧路市条例第 56 号)の規定により支給する。

出所：図表Ⅱ-1 と同じ。

制」が 56.5%で、「時給制」が 41.6%を占める。嘱託では、「月給制」が 89.2%である。

なお、臨時職員におけるその金額(平均値)は、日額で 6,289 円、時給で 856 円である。

第二に、1 ヶ月の平均的な賃金総収入(税込み。通勤手当は除く)は(図表Ⅲ 6-4)、臨時で 9.9 万円、嘱託で 12.5 万円である。

第三に、2013 年の年間総収入をまとめた(図表Ⅲ 6-5)。勤続 1 年未満の者は除いた。

臨時では「100 万円未満」に 42.0%、さらに 150 万円未満に 8 割強がおさまる。一方で嘱託では、150 万円未満は 3 割弱にとどまるものの、7 割は 200 万円未満におさまる。

第四に、正職員との処遇格差については(図表Ⅲ 6-6)、「とくに不満はない」と「多少の不満がある」で合計 7 割を占める。「不満がある」「非常に不満がある」は合計で 3 割弱である。

だがこれは、職務内容(対正職員比)によって結果が異なる(図表Ⅲ 6-7)。すなわち、「正

職員と同様の職務に従事」と回答した者では、その割合は半数に及ぶ。逆に、「軽易な職務に従事」と回答した者では、「とくに不満はない」が半数弱に及ぶ。

ところで、臨時・嘱託の収入水準の低さを上で確認したが、それでも、本人が主たる家計支持者というケースは少なくない(図表Ⅲ 6-8)。

すなわち、「配偶者の収入」が 44.7%で最多とはいえ、「あなた自身(本人)の収入」も 41.2%と拮抗している。とくに(女性に対して)男性で、あるいは(臨時に対して)嘱託で、「本人」割合が高い(資料Ⅲ。それぞれ 67.4%、50.6%)。

もちろん、実際には複数の収入源がある世帯が多いと思われるが(本調査では、選択肢から 1 つのみ回答という設計)、それでも「本人」割合の高さは確認しておきたい。

最後に、暮らしの状況については(図表Ⅲ

図表Ⅲ 6-2 臨時職員の賃金額 単位：円

	正規の勤務時間 勤務する職員		パート職員
	1日当たり の賃金額	1時間当たり の賃金額	1時間当たり の賃金額
事務補助	5,800	748	750
技術補助			
掃除婦（夫）（軽）			
給食婦（夫）			
学校用務員			
看護師	8,400	1,084	1,090
自動車運転手（重）			
ボイラー技師			
鳥獣駆除員			
准看護師			
介護支援専門員	7,550	974	980
自動車運転手（軽）			
土木作業員			
保健師			
保育士			
幼稚園教諭	6,680	862	870
介護補助員			
訪問介護員			
ゴミ収集作業員	6,500	839	840
公園管理人			
庁舎警備員			
掃除婦（夫）（重）	6,090	786	790
雑役婦（夫）			
交通安全指導員			
収納事務員			
主任家畜監視員			
家畜監視員	11,390	1,470	1,470
家畜監視員補助	9,230	1,191	1,200
家畜監視員補助	8,890	1,147	1,150

出所：釧路市提供資料より作成。

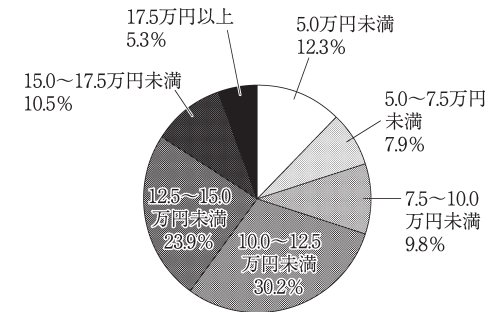
図表Ⅲ 6-3 嘱託職員の賃金額

	単位：件，％	
	157	100.0
5万円未満	18	11.5
5万円以上 10万円未満	11	7.0
10万円以上 12万円未満	7	4.5
12万円以上 14万円未満	59	37.6
14万円以上 16万円未満	50	31.8
16万円以上 18万円未満	8	5.1
18万円以上	4	2.5

注：金額で件数（職種数）が多いのは、「13万5,500円」（50件）、「15万600円」（24件）、「15万6,900円」（10件）などである。

出所：図表Ⅲ 6-2 と同じ。

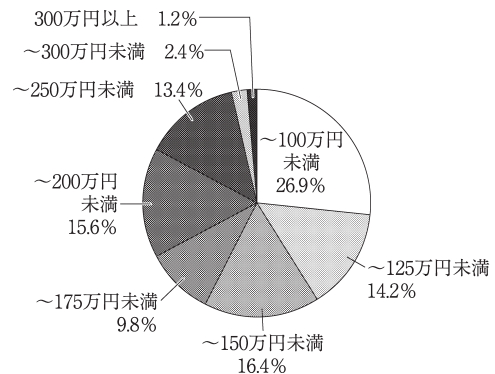
図表Ⅲ 6-4 1ヶ月の平均的な賃金総収入



n=543

注：税込み。通勤手当は除く。

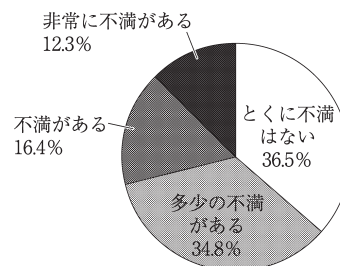
図表Ⅲ 6-5 2013年の年間総収入（勤続1年未満者は除く）



n=409

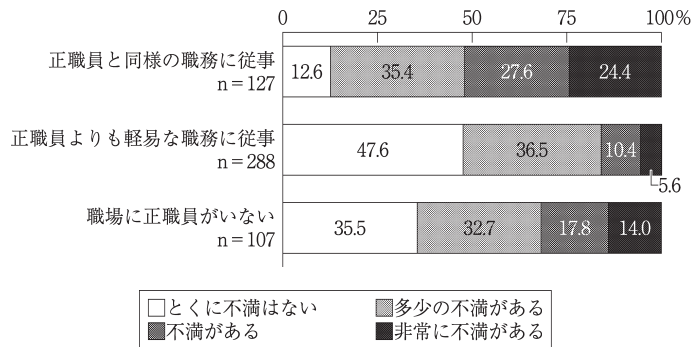
注：図表Ⅲ 6-4 と同じ。

図表Ⅲ 6-6 処遇格差に対する不満度

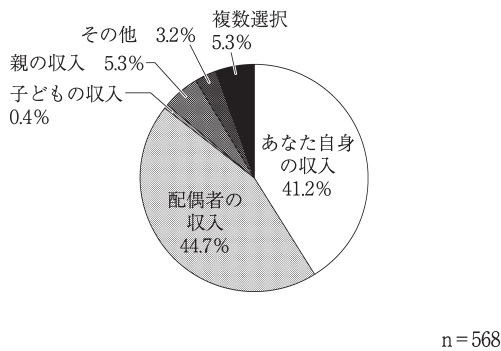


n=554

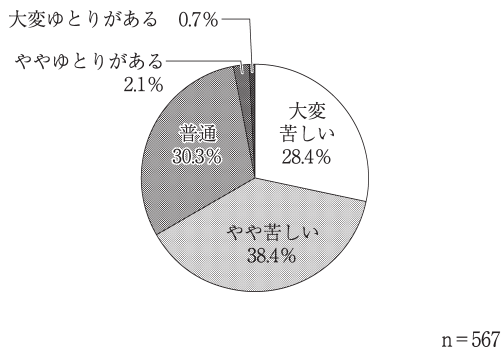
図表Ⅲ 6-7 職務内容（対正職員比）別にみた、処遇格差に対する不満度



図表Ⅲ 6-8 主たる家計支持者（1つのみ回答）



図表Ⅲ 6-9 暮らしの状況



6-9),「大変苦しい」が3割弱,「やや苦しい」とあわせると全体の3分の2を占める。

●仕事の成果が全く評価されないため向上心が薄れる。女性／相談員

- 給与が安く保険等もかけてもらえないため、転職も考えているが、再就職も難しい。女性／一般事務
- 能力が向上しても雇い止めがあるので次の仕事に生かせると思わない。女性／その他職種
- この仕事は腰等に負担もあり、日給なので、雇用の途中で休んだりしても、[給与が]支払われることがないので、その点は雇用時から不安がある。女性／介護
- 一人親で、子どもが大学に入学したばかりなので、この先の学費・生活費をどう確保したらよいか,, ,女性／50歳代
- 夏・冬休みは辞令が交付されないため、勤務はなく無給です。にもかかわらず、アルバイトなどの兼業は禁止されています。ですから特にその時期は本当に賃金が少なく生活が苦しいです。女性／20歳代
- 最長10年で終わった後、再就職するにも年齢が高く仕事先がない。ベテランになってまだ仕事も十分できるのに。正職員が仕事をできず、嘱託が後処理をしている。賃金に対して不満は大きくないが(勤務時間が短いので)、正職員が仕事をせず大きくもらっているのには納得できない。女性／一般事務
- 10年以上は働けないので、今の仕事に希望が持てない。教室で講話をしているが、研修などを受けてもいない身の嘱託職員が行っているのか疑問に思う。勤務時間外に働かないと仕事にならないのに、時差出勤扱いで手当を出してもらえない。課によって時間外手当をもらえる所ともらえない所があるのはおかしい。女性／その

他職種

- 子どもがまだ小さいことなどを考えるととても不安。国民年金、国民健康保険料を支払っているのが大変です。退職後のことを考えると、生活に不安を感じることもあります。女性／30歳代
- 投薬・注射以外はほとんど看護師さんと同じ仕事をしています。夜勤手当に大きな差があり、そこをもう少し上げて欲しいです。女性／医療技術者
- 子どもの学費がかかるので働かなくてはいけないのでとても不安です。夏休み冬休みの仕事が無いので収入が少なく、その分アルバイトもできないので困る。税金や健康保険料、介護保険料、年金、雇用保険料など引かれ、手取りも少ない。職場によって、どこまで係わるか、仕事の内容がはっきりわからず困ることがありました。女性／50歳代
- 夜勤で医療行為以外は看護師さん達と同様に働

いているのですが、夜勤の給料は安いと思います。明けた次の日は週休になるので日勤だけやっている助手さんとそんなに給料は変わりません。時短勤務も年1ヶ月あり、給料も少なくなります。女性／看護助手

- 10日が給与日なので、年末になると正月はお金がない状態で年を明けているのが現状です。やはり賃金面で、正規職員と同等の仕事をしているのに、差があまりにも大きい。ましてや、ボーナス等の一時金もないため、大変生活が苦しい。男性／学校用務員
- 住宅手当、燃料手当などが何も出ない。資格を持っている人が働いているのに、給料が安すぎる。女性／学童指導員

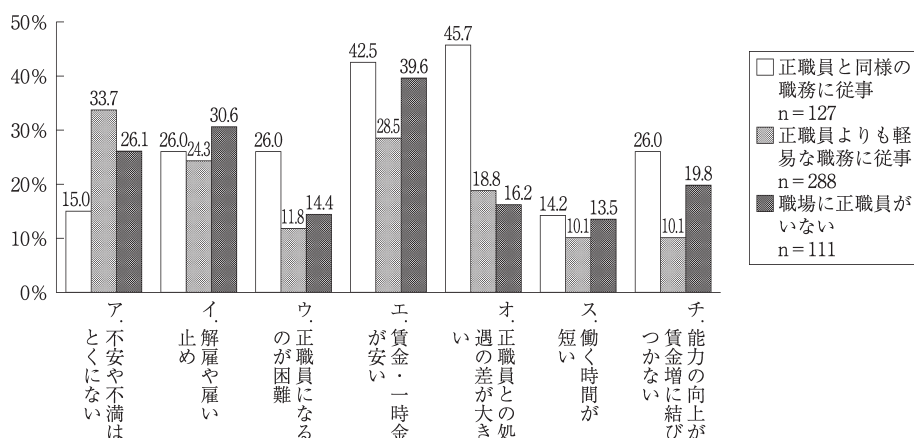
7. 不安や不満、労働組合への関心

仕事や労働条件に対する不安や不満の有無を尋ねた（図表Ⅲ 7-1）。

図表Ⅲ 7-1 仕事や労働条件に対する不安、不満 単位：人、％

	560	100.0
ア. 不安や不満はとくにない	155	27.7
イ. 解雇や雇い止め	145	25.9
ウ. 正職員になるのが困難	91	16.3
エ. 賃金・一時金が安い	189	33.8
オ. 正職員との処遇の差が大きい	141	25.2
カ. 拘束時間・労働時間が長い	7	1.3
キ. 時間外労働が多い	12	2.1
ク. 働いたのに賃金が支払われない時間が多い	24	4.3
ケ. 朝早かったり夜遅い勤務が多い	13	2.3
コ. 余暇時間や休養時間の確保が難しい	20	3.6
サ. 有給休暇が取りにくい	48	8.6
シ. 仕事がきつい	40	7.1
ス. 働く時間が短い	65	11.6
セ. 仕事にやりがいがない	33	5.9
ソ. 自分の能力が仕事に生かせない	24	4.3
タ. 教育訓練の機会が乏しい	34	6.1
チ. 能力の向上が賃金増に結びつかない	89	15.9
ツ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い	52	9.3
テ. 職場の人間関係がよくない	41	7.3
ト. セクハラやいじめがある	20	3.6
ナ. 仕事上の事故やミスに対する懲罰が厳しい	4	0.7
ニ. ノルマがある	2	0.4
ヌ. その他	27	4.8

図表Ⅲ 7-2 職務内容（対正職員）別にみた、仕事や労働条件に対する不安、不満（上位 7 項目）



まず「ア. 不安や不満はとくにない」が 3 割弱を占める。高齢の男性でこの割合が高い。

では、不安や不満の内容で多いのは何だろうか。

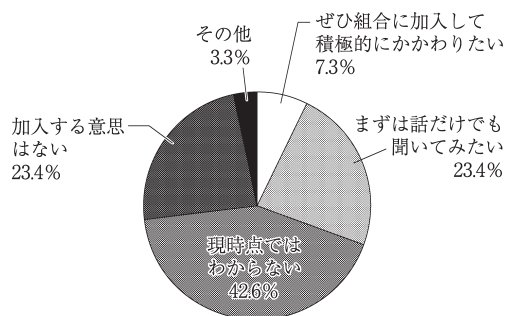
最多は「エ. 賃金・一時金が安い」(33.8%) である。賃金・処遇関連ではほかにも、「オ. 正職員との処遇の差が大きい」(25.2%), 「チ. 能力の向上が賃金増に結びつかない」(15.9%) があげられている。

賃金・処遇以外では、「イ. 解雇や雇止め」(25.9%), 「ウ. 正職員になるのが困難」(16.3%) などの雇用関連、そして、「ス. 働く時間が短い」(11.6%) といった勤務関連で、訴えが 1 割を超えている。

「不安や不満はとくにない」を含むこれら 7 項目について任用根拠別にみると（図表Ⅲ 7-2）, 「ア」を除くいずれの項目も, 「正職員と同様の職務に従事」と回答した者で訴えが多い。とりわけ, 先の処遇格差（図表Ⅲ 6-7）とも通ずるが, 賃金・処遇関連では, 「エ」も「オ」も 4 割を超えている。

さて, 最後に, 労働組合への関心を尋ねた（図表Ⅲ 7-3）。

図表Ⅲ 7-3 労働組合への関心

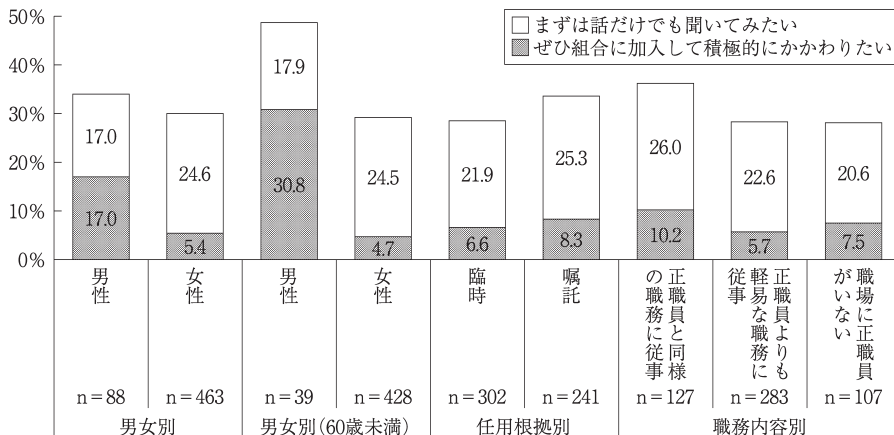


n=551

「ぜひ組合に加入して積極的にかかわりたい」だけで 7.3%, 「まずは話だけでも聞いてみたい」(23.4%) もあわせると, 全体の 3 割を占める。「加入する意思はない」と組合加入を明確に否定しているのは全体の 4 分の 1 程度である (23.4%)。

前二者を「高関心群」とみなすと, その割合は（図表Ⅲ 7-4）, 女性よりも男性（とりわけ 60 歳未満）で, 臨時よりも嘱託で, そして, 「正職員と同様の職務に従事」している者で, より高かった。

図表Ⅲ 7-4 男女別などにみた労働組合への関心（高関心群）



Ⅳ. まとめに代えて

釧路市に雇われて働く臨時・非常勤職員を対象に行った調査の結果をみてきた。職種（職場）ごとの分析は課題として残されたが、この間行ってきた調査結果同様の問題があらためて確認された。

すなわち第一には、雇用の不安定さである。単なる有期雇用というだけにとどまらず、釧路市の嘱託では、勤続年数に上限が設けられている。また臨時職員では、再度任用に関して、空白期間が設けられていること、なおかつ、その設定（有無、期間）は、職種（人材確保の困難性）によって異なる。使用者側の裁量が過度に認められる結果となっている。

こうした雇用管理は、自由記述にも示唆されるように、臨時・非常勤自身はもちろんのこと、正職員、ひいてはサービスの受け手である市民にとっても支障が生じることにならないか。

- 臨時職員として雇われると、6ヶ月間で覚えた仕事も全て無駄になる。6ヶ月ごとに人間が入

れ替わり、その度に仕事を教えなければならない役所の職員も、無駄な時間が増え悪循環。また、「臨時職員はすぐいなくなる人間」であるため、「手間と時間がかかるような難しい仕事は与えられない」と役所の職員も考えているだろう。

〔略〕嘱託職員〔が〕仮に同じ部署に10年勤務したのなら、経験も豊富で業務上においても必要不可欠な存在になっているだろう。その財産たる存在を期限だから決まりだからと言って切り捨ててしまうのはいかがなものか。女性／一般事務

- 難しい仕事や責任ある内容の仕事をせつかく覚えても、慣れた頃に雇い止めになるので、仕事に対する意欲が薄れてしまう。臨時職員に対しての、公務を任せるセキュリティ教育や人選の必要性を感じる。女性／一般事務
- 臨時職員だから！と仕事上線引きをされ、正職員の中へは自ら入り込めない時がある。女性／保育士
- 臨時の仕事内容の、具体的な指示がない場合の自分の動きに迷う事がある。大事な行事の事前会議や会合には参加させて欲しい。研修訓練の機会が欲しい。女性／学童指導員
- 仕事上のミスに対する管理職及び一部の正職員の対応が冷たい。一部の正職員は臨時職員を下にみている（明らかに）。臨時だから何もできないだろうと思っているのがすごく態度に表れている。公務員試験を受けて受かった人は立派だ

図表Ⅳ 総務省新通知による、自治体臨時・非常勤の任用に関する指摘（抜粋）

- 「任用」の「任期」について
 - ・〔略〕平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものである。
- 「勤務条件等」の「報酬等」の「時間外勤務に対する報酬の支給」「費用弁償」について
 - ・本来、非常勤職員については、勤務条件として明示された所定労働時間〔略〕を超える勤務は想定されるものではないが、労働基準法が適用される非常勤職員に対して当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意が必要である。
- 「再度の任用」における「任期の設定等について」
 - ・再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。
 - ・募集にあたって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、〔略〕均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる。
- 「再度の任用」における「報酬等について」
 - ・同一人が同一の職種の職に再度任用される場合であっても、職務内容や責任の度合い等が変更される場合には、異なる職への任用であることから、報酬額を変更することはあり得るものである。

出所：総務省（2014）より。

と、管理職が臨時に対して普通に話す。女性／保育士

第二に、賃金・処遇の問題である。賃金水準の低さだけでなく、仕事内容や勤続・経験などが反映されていない（昇給制度はない）という問題がある。事実上、長期で働く者も少なくないなかで、雇用形態に関わらず、市で働く者全体の、仕事と処遇の関係の検証が必要ではないだろうか¹¹。

ところで、言うまでも無く、こうした問題状況は、釧路市に限ったことではなく、多くの自治体に共通してみられる。

これらの改善方向については、雇用の安定化と、生活保障の実現はもちろんのこと仕事内容や勤続・経験が反映される賃金制度の設

計とが、とりわけ急がれると考える（拙稿など参照）。

それは何も、今すぐに全員の正職員化を実現する、というものではなく、例えば前者に関しては、空白期間の設定や勤続年数の上限を見直してはどうか、後者に関しては、経験加算や諸手当をもうけてはどうか、という（現行制度の枠内での）漸進的な取り組みの提起である。自治体の非正規公務員問題に加担した側ともいえる政府でさえも、類似の指摘をするに至っている。川村（2014b）にも記載したが、総務省（2014）から関係部分を抜粋しておく（図表Ⅳ）。

有期雇用の規制、公正な待遇の実現などは、（公務員はその対象ではないとはいえ）労働契約法の「改正」（2012年）にも象徴されるとおり、重要な政策課題となっている。

幸いにして、釧路市の臨時・非常勤は、労働組合への関心度が皆無というわけではない。むしろ関心の高い層も一定数みられる。彼らを労働組合に包摂し、集团的な労使関係

¹¹ 自由記述にも散見される、正職員の働き方や権利行使に対する臨時・非常勤からの批判も、彼らがおかれた状況を反映したものにとらえるべきではないか。

のなかで問題解決に向けた取り組みが試みられるべきではないか。そうした試みなくして非正規公務員に係る法制度・政策の変更は困難であると思われる。

「連合評価委員会」の最終報告からはや10年が経過した。提言はどこまで着手されたのだろうか。

謝辞：釧路市には、情報提供などでたいへんにお世話になりました。感謝申し上げます。

参考文献

- NPO 官製ワーキングプア研究会 (2014)
『総務省新通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」——解説・問題点・評価・課題』2014年8月
- 川村雅則 (2014a) 「札幌市における臨時・非常勤職員の任用——札幌市からの聞き取りと提供資料にもとづき」『北海道自治研究』第550号 (2014年11月号)
- (2014b) 「「なくそう！官製ワーキングプア・反貧困集会」に参加して」『北海道自治研究』第548号 (2014年9月号)
- (2014c) 「官製ワーキングプア問題(Ⅲ)総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の北海道データの集計結果(Ⅲ)」『北海学園大学開発論集』第94号 (2014年9月号)
- (2014d) 「官製ワーキングプア問題と労働組合の課題・再考——「非正規公務労働問題研究会」の発足にあたって」『北海道自治研究』第544号 (2014年5月号)
- (2014e) 「官製ワーキングプア問題(Ⅱ)総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の北海道データの集計結果(Ⅱ)」『北海学園大学開発論集』第93号 (2014年3月号)
- (2013) 「官製ワーキングプア問題(Ⅰ)地方自治体で働く非正規公務員の雇用、労働」『北海学園大学開発論集』第92号 (2013年9月号)
- 上林陽治 (2014) 「非正規公務労働問題研究会・第1回学習会 非正規公務員問題——研究と運動の到達点と課題」『北海道自治研究』第548号 (2014年9月号)
- (2012) 『非正規公務員』日本評論社
- 総務省「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」2014年7月4日
- 連合評価委員会「連合評価委員会最終報告」2003年9月12日

資料 I-1 部・課・雇用形態別職員数

2014 年 4 月 1 日

部	課	正職員	嘱託職員	臨時職員	(主な職種事例) 電話交換手
総務部	総務	12	3	4	
	契約管理	15	1	0	
	情報システム	14	0	1	
	職員	14	1	0	
	行政改革推進室	3	0	0	
	市民税	26	2	5	
	資産税	22	2	0	
	納税	37	7	0	
	防災危機管理課	5	1	0	
	計	148	17	10	
総合政策部	都市経営	16	2	1	
	都市計画	18	0	1	
	税務	6	0	0	
	市民協働推進	10	1	1	
	財政	10	0	0	
	市有財産対策室	6	0	0	
	東京事務所	2	0	0	
	計	68	3	3	
	市民生活	12	5	1	
	戸籍住民	21	19	1	窓口・台帳入力
市民環境部	鳥取支所	6	8	0	窓口
	桜ヶ岡支所	2	5	0	窓口
	春採支所	2	4	0	窓口
	大葉毛支所	2	4	0	窓口
	環境保全	19	6	3	野犬等捕殺員
	環境事業	52	2	2	
	計	116	53	7	
	地域福祉	9	6	0	
	介護福祉	14	8	2	
	介護福祉	38	16	4	相談員ほか
福祉部	生活福祉事務所	92	28	5	相談員ほか
	臨時・特別給付金対策室	5	0	6	
	計	158	58	17	
	こども育成	85	134	114	児童厚生員・保育士
	こども支援	12	9	1	
	健康推進	22	9	1	
	児童発達支援センター	30	5	16	保育士ほか
	国民健康保険	19	14	2	
	医療年金	13	6	1	
	計	181	177	135	
産業振興部	商業防犯	12	3	1	
	産業推進室	9	1	0	
	観光振興室	12	3	0	
	阿寒観光振興	5	0	1	
	農林	17	10	7	
	計	55	17	9	
	水産	15	2	1	
	港湾空港振興	13	1	2	
	港湾計画	10	0	0	
	計	38	3	3	
水産港湾空港部	公園緑地	15	0	1	
	住宅	8	0	1	
	建築	17	0	0	
	建築指導	11	0	1	
	道路河川	25	20	1	専門管理人
	道路維持事業所	30	0	2	
	計	106	20	6	

部	課	正職員	嘱託職員	臨時職員	(主な職種事例)
阿寒町行政センター	地域振興	14	3	2	
	市民	13	11	0	
	保健福祉	20	19	16	
	建設	5	1	0	
	阿寒湖温泉支所	4	1	0	
	阿寒診療所	22	12	4	
	計	78	47	22	
	地域振興	10	1	5	
	市民	9	5	2	
	保健福祉	13	4	14	
音別町行政センター	建設	6	0	1	
	音別診療所	18	1	7	
	計	56	11	29	
	会計室	10	2	4	
	派遣職員	3	0	0	
	計	13	2	4	
	市 長 部 局 合 計	1,017	408	245	
	選挙管理委員会	3	1	1	
	監査事務局	6	0	0	
	農業委員会	3	2	1	
小 部 局	議会事務局	9	1	0	
	計	21	4	2	
	市 長 + 小 部 局 合 計	1,038	412	247	
	総務	19	4	2	
	学校耐震化推進	7	0	1	
	教育支援	17	18	1	
	学校教育	11	0	0	給食調理員
	中学校給食	20	1	28	用務員・事務補
	小学校	43	4	116	
	中学校	18	3	36	
学 校 教 育 部	北陽高校	6	1	5	
	高校教員	46	0	0	
	計	187	31	188	
	生涯学習	17	0	2	
	スポーツ	9	0	1	
	博物館	13	0	2	
	動物園	26	1	4	
	阿寒生涯学習	7	4	0	
	音別生涯学習	6	2	8	
	計	78	7	17	
学 校 教 育 部 + 生 涯 学 習 部 合 計	総務	265	38	205	
	サービス	15	4	2	
	水道整備	21	0	1	
	浄水	19	0	2	
	水質管理	21	0	0	
	下水道建設管理	6	2	0	
	下水道施設	27	0	0	
	下水道施設	13	0	0	
	阿寒上下水道	7	0	1	
	音別上下水道	6	0	0	
上 下 水 道 部	計	135	6	6	
	総 合 計	1,438	456	458	

出所：釧路市提供資料より作成。

資料Ⅰ-2 嘱託職員の賃金単価表

単位：円

単位：円

	職務内容	報酬月額
会計室	会計事務員	135,500
総務課	電話交換業務担当員	135,500
	防災危機管理指導員	204,700
契約管理課	車両整備業務担当員	143,900
職員課	職員厚生担当員	135,500
市民税課	窓口事務担当員	135,500
	賦課事務担当員	135,500
資産税課	端末機操作員	135,500
納税課	市税等収納業務補助員	135,500
	市税等納税推進員	156,900
都市経営課	統計調査事務員	135,500
	広域行政担当員	168,600
市民生活課	交通安全推進員	135,500
	住民活動施設管理指導員	135,500
戸籍住民課	戸籍・住民基本台帳入力担当員	135,500
	窓口受付担当員	135,500
	収納担当員	135,500
	チーフフロアマネージャー	143,900
	フロアマネージャー	135,500
各支所	一般旅券発給担当員	135,500
	窓口受付担当員・収納担当員	101,300
	鳥取支所分室担当員	102,000
	窓口受付担当員	135,500
	紫雲台（含・桂窓）墓地管理人	150,400
環境保全課	紫雲台墓地清掃員	56,100
	山花・桜田墓地管理人※	90,000
	清掃センター管理人	33,900
環境事業課	ごみ処理手数料等徴収員	135,500
	生活館管理人（住込）	79,000
地域福祉課	生活館管理人	46,400
	春採生活館相談員	166,000
障がい福祉課	障がいの相談員	150,600
	高齢者等支援相談員	135,500
介護高齢課 （特別会計）	認定調査員	150,600
	認定審査会補助員	135,500
	介護給付点検員	135,500
	高齢者健康相談員	67,300
介護高齢課 （一般会計）	単身高齢者等訪問調査員	150,600
	高齢福祉業務点検員	135,500
	施設生活支援員	162,400
	住宅手当相談員	156,900
生活福祉事務所	医療扶助適正実施点検員	135,500
	自立生活支援員	156,900
	就労支援員	156,900
	特別指導員	156,900
	主任地域生活支援員	164,400
	地域生活支援員	162,400
	面接相談員	156,900
	年金相談員	156,900
	児童館管理指導員	135,500
	児童館運営相談員	150,600
こども育成課	子育てアドバイザー	150,600
	館長	150,600
	主任児童厚生員	143,900
	児童厚生員	137,500
	児童館管理人	48,900
	子育て支援拠点センター管理栄養士	156,000
	子育て支援拠点センター相談員	150,600
	保育所入所審査員	135,500
	保育園嘱託医	9,400
	保育士（音別保育園）	137,500
こども支援課	保育園管理人（音別保育園）	52,000
	窓口担当員	135,500
	手当担当員	135,500
	家庭相談員兼婦人相談員	150,600
健康推進課	家庭相談員兼母子自立支援員	150,600
	管理栄養士	156,000
	酒害相談員※	43,500
	保育職兼保健事務員	135,500
療育センター	看護職兼保健事務員（正看護師）	76,000
	看護職兼保健事務員（準看護師）	75,000
	発達障害相談員	157,800
	託児保育士	135,500
国民健康保険課 （特別会計）	療育指導員	150,600
	診療報酬明細書調査点検員	135,500
	診療報酬明細書調査点検員（第3者行為求償事務含）	150,600
	国民健康保険資格得喪受付員	135,500
医療年金課	医療給付審査員	135,500
	国民年金業務担当員	135,500
商業労政課	医療給付業務担当員	135,500
	雇用労働相談員	150,600
	雇用労働相談員（短時間）	81,700

	職務内容	報酬月額
観光復興室	観光情報推進員	135,500
	主任海外販路支援員	208,700
	海外販路支援員	174,000
農林課	市有林管理人※	102,000
	にないて会館管理人	15,200
	農業生活センター管理人	15,200
	桜田研究所・農業者トレーニングセンター管理人	42,400
	森林体験交流センター管理人	100,000
水産課	森林体験交流センター管理補助員	78,000
	林業研修センター管理人	39,000
	山菜加工施設管理人	39,000
	水産加工技術研究員	150,600
道路河川課	水産加工技術指導員	180,000
選挙管理委員会	樋門・樋管管理人（1管あたり）※	10,025
議会事務局	選挙担当事務員	135,500
農業委員会	運転業務員	143,900
阿寒 地域復興課	農地業務担当員	150,600
	電話交換文書整理員	135,500
阿寒 市民課	庁舎等管理業務担当員	135,500
	施設管理人	176,000
	タンチョウの家管理人	20,800
阿寒 保健福祉課	環境衛生担当員	135,500
	福祉会館管理人	20,800
	窓口事務担当員	135,500
	納税等推進員	156,900
阿寒 保健福祉課 （介護特会）	保育士（子供交流館・放課後クラブ）	135,500
	保育士（保育所）	150,600
	こども業務担当員	135,500
	介護支援専門員（ケアマネ）	150,600
	公務補	154,000
阿寒 建設課	保育所運営補助員	102,000
	高齢者福祉担当員	135,500
	生活館管理人	46,400
	単身高齢者等訪問調査員	150,600
阿寒湖温泉支所	保健福祉業務担当員	135,500
阿寒病院	介護職員	160,100
音別 地域復興課	介護支援専門員	150,600
音別 市民課	憩いの森管理人	39,000
	こみ監視員	48,200
	市税等未収納対策推進員	156,900
音別 保健福祉課	窓口事務担当員	135,500
	コミュニティセンター管理人	100,000
	介護職員	150,600
	社会福祉業務員	135,500
音別 保健福祉課 （介護特会）	音別幼稚園用務員	150,400
	老人憩いの家管理人	52,000
音別 保健福祉課 （介護サービス特会）	音別地域包括支援センター相談員	150,600
音別診療所 （特別会計）	看護職員	156,000
総務課（教育）	栄養士	150,600
	窓口事務担当員	115,000
	公務補（阿寒）	154,000
	公務補（音別）	150,400
教育支援課	栄養士（音別）	150,400
	学校適応指導推進員	133,800
	特別支援教育推進員	133,800
	青少年育成センター育成支援推進員	133,800
学校給食課	教育研究センター相談員	133,800
	研究所員	30,600
	研究専門委員	8,000
	社会教育推進員	133,800
阿寒 生涯学習課	食品管理検査員	135,500
	技術補助員	135,500
	事務補助員	150,400
	生涯学習推進アドバイザー	129,200
音別 生涯学習課	施設管理人	139,200
	体験学習センター館長	150,600
	事務補助員	158,300
	貝塚資材倉庫担当員	83,000
上下水道部	上下水道協会等担当員	150,600
	会計事務員	135,500
	下水道事業受益者負担金納付推進員	156,900
	水質管理課嘱託職員	150,600

注：「※」がついた職種は，年額支給対象者。

出所：資料Ⅰ-1と同じ。

資料Ⅱ 自由記述

①は雇用・雇用不安に関する記述、②は仕事上の不安や不満に関する記述である。

【002】①年齢的な問題で、働く場所があるのか。②責任ある仕事なので、ミスをしないう不安。女性／20 歳代

【003】①再就職するには年齢が高い。②パワハラやいじめがある。職員でないという差別。女性／50 歳代

【004】①生活を支えており、50 歳を過ぎてから、福利厚生が整っている職場に就けるか不安です。②自分の能力不足はありますが、早出、(昼食はとっていますが) 昼休みも仕事、居残り、家での仕事などが日常的にある。仕事はやりがいがあります。女性／50 歳代

【006】②一緒に働いている人達はとてもよくしてくれているが、管理職の職員差別が激しい。正職員の方が偉いと思っている。資格も何も持っていない嘱託職員に関しては、「いつまでいるつもり?」「職員に対してでかい口をたたくな」などと個人的に言う。嘱託でも同じ人間なのに、残念な人だと思っている。女性／60 歳以上

【007】①年齢的に雇用されにくい。一般事務以外の仕事に就いたことがほとんどなし。勤務時間や曜日に制限があるので雇われにくい。②仕事を教えない、回さない、過重な業務量を押しつけて手伝わない・手伝わせない、など他の人がされているのを見た。女性／50 歳代

【010】②正職員、嘱託、臨時の差別が大きい。なの親睦会などの遊びの負担はまともにあり、生活のため欠席していると、遊びに参加していない人を疎外する雰囲気が強い。女性／50 歳代

【018】①期限の定めがあり、働きながら次の就職先を見つけることが非常に難しい。年齢的なこともあり、できれば長く勤めたいと思っている。女性／40 歳代

【026】①前職場を退職してから半年間全く就職が決まらなかったで、臨時を終えた後、仕事が決まるか不安です。②最初にきちんと仕事内容を伝えられないまま見よう見まねで仕事を覚える感じがあり、不満があった。ミスがあった場合、口をきいてくれなかったり顔に出されたりコミュニケーションが取れない。女性／40 歳代

【032】①次の仕事で自分にあった仕事があるかどうか。男性／60 歳未満

【034】②仕事の内容には満足しているが、仕事量に見合った賃金だともっと嬉しい。女性／30 歳代

【035】①子どもの学費支払い。男性／60 歳以上

【036】①雇用期間中かその後早めに正規雇用の職

に就くことを希望しているが、思ったような就職先に採用してもらえるか不安。女性／30 歳代

【045】①収入がなくなること。②臨時職員と嘱託職員の違いのラインがわからない職場と仕事内容があり、臨時と嘱託の差に多少納得がいけない部分がある。嘱託が他の仕事とのかけもちが可であるのに収入の低い臨時が不可であるのはどうなのでしょう。女性／50 歳代

【047】①年齢が 55 歳以上だとすぐに仕事が見つかる確率が低い。②現在の仕事は 1 ヶ月で 15 日程度しか働けず、賃金も安くおさえられ、他にアルバイト等もできず家計は苦しい。1 ヶ月に 2 週間仕事の無い日があるのだから他にも仕事を入れて欲しいです。年金を受け取って働いている人はよいですが、私のように年金受給前の人が働くには、家計を支えるのも大変です。男性／60 歳未満

【049】②あと 2 回更新で上限になるため、その後の自分の職についての不安がある。女性／40 歳代

【054】②雇用体制→満期制度をやめて頂きたいです。女性／40 歳代

【057】①契約終了時点での年齢で職があるかどうか不安。女性／30 歳代

【065】①地元で働く場がない。仕事を選択できない。②特に資格・能力の必要な仕事ではないので、誰にでも代わりがとまる。そのため自分への評価がわかりづらく、モチベーションを維持するのが難しい。賃金や賞与にも反映されにくい。女性／40 歳代

【067】①更新されなかった時の仕事先、金銭的な不安。女性／40 歳代

【069】①生活のために働いているのが現実。○ヶ月後に仕事なくなる＝収入がなくなる＝新しい職探しという不安を抱えていかなければならない。半年契約ですが、更新の説明等は何もなく、不安です。女性／50 歳代

【071】①年齢が高いので再就職できるか不安です。女性／40 歳代

【073】①次の仕事があるかどうか。女性／50 歳代

【074】①年齢で再就職が難しい＝生活に直結する。②お客様に対する上司の態度が悪い。上から目線的で相手の怒りを買う。男性／60 歳未満

【084】①今の職場で長く働きたいのに 10 年で契約更新されないと聞いているので、非常に不安がある。説明は受けなかったで、希望を持っている。女性／50 歳代

【086】①家族が現在病気で通院中で働けない状況です。私自身も、所得が少なく、生活困窮で、この年齢では転職も出来ません。②基本給以外の手当は通勤手当のみ。昇給はなし。冬期間の燃料手当(灯油代)を多少を支給して欲しい。男性／60 歳以上

【088】①金銭の問題。年金だけでは不安。男性／60

歳未満

【094】①年齢が40歳を超えているので、次の仕事が見つかるか不安です。女性／40歳代

【097】①すぐに次の職場が見つかるかどうか。幼稚園、保育園の職場の空きがあるかどうかの見通しが立たないため。女性／30歳代

【098】①職場の事情もありいつまで働けるか不安。就職が困難なこの時代にすぐに次の仕事が見つかるとは思えません。②1年通して働きたい。上司に仕事上での希望を伝えても対応が基本的に遅い。急いで欲しいときもあるので、非常に困る。女性／20歳代

【100】②学校現場に指導員として入ると、業務内容にも差があり、一緒に子どもを教育しているのに、私としては、学校への所属感はあまりなかった。ただ、職場の方はとても丁寧でやりやすかった。女性／20歳代

【103】①年齢的に次の仕事場がない。女性／50歳代

【109】②もう少し時間の長いパートだといいいのですが、1日3時間では短すぎるので転職も考え中です。女性／30歳代

【113】①年齢が高齢のため次の仕事(事務関係)に就くことが困難なこと。女性／50歳代

【114】①どの職に就けるか面接してみないとわかりませんが、仕事に就けるか不安。②伝えて欲しいことを伝えきれないままタイミングが合わなかったりする。女性／20歳代

【117】②10年雇用か60歳、どちらか早いほうで解雇になります。今年も65歳になりつつあります。年金も65歳からなので5年間の生活に不安があります。65歳まで雇用していただけるよう希望します。女性／50歳代

【124】②臨職と嘱託職員でも賃金・一時金・勤務時間など大差がある。同じ非正規職員でも有給休暇日数にも賃金も大差がある。まして正職との差は大きい。もう少し改善することはできないのか？男性／60歳以上

【125】①年齢のこともあり、一般企業〔での就職〕は無理があると思います。臨時職員で良いので仕事に従事したいです。②任期が6ヶ月なので、満了になると、6ヶ月間は無職となるため不安がある。女性／50歳代

【126】①勤続年数に上限があるとは聞いていないが、臨時職員なので、子どもの人数によっては、と思いい不安となる。せめて嘱託だといひのですが。女性／40歳代

【136】①年齢的に働き続けられるかどうか。就職先が見つかるかどうか等。②仕事柄重い物を持つことが多いので、疲労がぬけない。同じ内容の仕事が何日か続くことがあり、ハードな時は正直きついです。

仕事の指示については、グループごとの仕事で、グループによって指示が違う時があり、統一の指示を出して欲しいことがあります。女性／50歳代

【138】①年齢的に就職・雇用に制限が出来ると思う。女性／40歳代

【143】①年齢が上がれば上がるほど仕事がなくなります。男性／60歳未満

【151】②勤務時間に差があるのは仕方ないと思うが、休暇など処遇面で正規職員と差があります。男性／60歳以上

【152】①最高で10年と言われましたが、50代になったら再就職できるかどうか不安です。②引かれるものが多くて、実質、以前の民間職場よりも手取りが減ってしまい、生活が苦しくなっています。職場の雰囲気、仕事内容も満足していますが、実際の所、収入が減るのは痛い。資格に対する手当もなく、資格も生かせていない気がします。130万円を超えないように働いてきましたが、正職員にもなれず、収入も減り、色々引かれるのは苦しいです。女性／40歳代

【156】①年金だけでは生活がなりたないと思われる。②正職員の当日、翌日等の仕事のスケジュールや段取りが示されない、仕事のスムーズにいかない。男性／60歳以上

【157】①雇止めがあったら生活が大変になってしまうので不安です。女性／50歳代

【159】②非正規採用ではいくら経験を積んでも、正職員になるには一律に大卒総合職を受ける必要がある。それを受けられなくなれば期限の上限でそのまま打ち切られてしまうため、長く働くべきなのか転職すべきか考えてしまう。男性／60歳未満

【160】②自分の意志とは関係なく辞めなくてはならない。女性／30歳代

【168】②他の課と比べ、仕事内容がとても濃いです。一生懸命覚えた仕事6ヶ月という期間で終わってしまうというのは残念です。女性／20歳代

【170】①65歳の年金支給までは働きたい。男性／60歳以上

【171】①自分の条件にあった仕事がない。年齢だけで落とされる。②人間関係で悩んだことが多いので不安です。待遇が悪いとやる気が出ない。女性の多い職場はいろいろ面倒くさい。女性／40歳代

【180】②給食センターのパートと学校配膳員の時給が同じなのはおかしい。前者の方が明らかに重労働。割に合わないのでみんなすぐに辞めてしまう。女性／40歳代

【182】①正職員より働いているのに、一時金がない。私に仕事を多くやらせて、自分は私が終わるまで休んでいる。他に仕事があっても私が言うまで動かない。男性／60歳以上

【184】①満額の年金支給を受けるまで仕事を続け

たいと思う。60歳以上になるとなかなか仕事が見つからない不安がある。女性／60歳以上

【187】①できれば同じ職種で、今までのスキルを生かした職種がよいが、タイミング良く空きや募集があるかが不安である。②仕事には不満はとくにないですが、正職員の方々の、仕事に対する甘い考えや勤務態度は目に余る。もっと意欲のある方、能力のある方は、非正規でも多くいるのに、公務員試験を受かったというだけで何も仕事のできない人達を見ている。そういうところをまず社内で見直す体制をとったほうが良い。女性／30歳代

【199】②休憩時間は、実際45分もとっていない日も多々ある。賃金の面では、休憩をとれずに約8時間半勤務していることを考えたら、かなり安く感じる。休憩中であっても仕事を頼まれることもあり、「勤務中」と「休憩中」の線引きが非常にあいまい。女性／30歳代

【201】①年度末（3月末）近くでなければ継続や所属がわからないので、とても不安です。②1年間のなかで月に10～12日しか勤務できない時がある。収入が減るので、安定した収入があればと思います。女性／50歳代

【204】①年齢的にも体力的にも仕事は無いと思っているから。女性／50歳代

【205】②給食の仕事は1日3時間勤務で夏休み・冬休み・春休みなど学校が休みのときは仕事が無いので、もう少し長い時間働けて、通年働ける職種があればよいと思います。女性／40歳代

【208】①収入が無くなることと各種保険のことをどうしていくか。男性／60歳未満

【209】①子どもも仕事をしてっていますが、独立して家を出ます。夫の収入はとても低く、私の収入を入れて何とか生活できています。私の今の年齢では再就職は厳しいのではと不安です。女性／40歳代

【211】①契約期間終了後、雇用してもらえる職場があるか不安です。女性／30歳代

【214】①住宅事情や交通の不便さなどから雇用がないため、今後の見通しが立っていない。②技術がありますがそれを生かす雇用がありません。年齢的にも条件が狭く先の見通しが立ちません。現在は年金暮らしの親に援助されつつ生活をしています。経済問題は弱者にしわ寄せ。女性／40歳代

【216】②北海道の最低賃金が過去5年間だいたい上がっているにもかかわらず時間給は全く変化なし。私たちは時間で働いているパート職と同じようなものなので、反映されてもいいのでは、女性／50歳代

【217】①年齢的に次の職場を見つけづらい。女性／40歳代

【218】①年齢的に次の就職先があるのか不安です。②まだ日が浅く仕事に慣れていないせいか仕事内容

が多すぎて体力的にきついと思う。女性／50歳代

【221】①年齢的に再就職が難しいと考えるため。女性／40歳代

【225】①特に資格を持っていないのと年齢が若くないので、就職できるかどうか、とても不安である。女性／30歳代

【226】①子どもの学費の面で次の就職先がすぐに見つかるのか、自分の年齢のことも含めて、不安に思っています。②仕事に専念していない正職員がいて、周りの上司も知ってか知らずか何も言いません。こちらは低賃金でも忙しく働いているのに、とストレスがたまっています。女性／40歳代

【236】②職場のパワハラ。このままだまって仕事を終える事は悔しいです。退職金が5年で1ヶ月分、10年勤めると2ヶ月分ではいかがなものでしょうか？ 積立等も考えて、これからの人に将来の希望をもってもらえるような金額を検討してください。女性／60歳以上

【248】①ここの仕事が終わった時の自分の年齢を考えると、次の仕事があるのか。家族が働けずにいるので、私が働かなくては生活が成り立たなくなってしまいます、とても不安があります。女性／50歳代

【255】①雇用を10年で切られたら、それから就職するには年齢的に難しい。学期ごとの雇用なので、失業保険もあまりもらえないと噂で聞いている。②非常勤の方の時給の高さにびっくりする。ほとんど同じことをしていて800円台と2,000円台後半という違いに泣ける時がある。女性／40歳代

【257】②不満はありませんが、任期満了後に不安がある。女性／30歳代

【259】①なぜ期限を設けているのか不明です。役所がワーキングプアを生み出している。②管理的な業務を除けば正職員と同じ作業をしています。同じ場所に2人で作業し、賃金処遇が違えば人間関係がうまくいく道理はない。臨時職員の業務と責任と賃金処遇を明確にわかりやすくすべきと考えます。あくまでも補助なのか、責任ある仕事を任せるなら賃金を上げるべき。今のままでは単なる弱い者いじめになっています。男性／60歳未満

【263】①就職先があるかどうか。男性／60歳未満

【265】①10年しか更新がない旨の話があります。私は高齢なので次の仕事を見つけられるか不安です。②現在の職場は仕事内容及び勤務時間も考慮され配慮されているのですが、以前の職場では休憩時間が確保されなかったり、退勤時刻を過ぎても仕事があったり、正職員の穴埋めにあてられたことがありました。女性／50歳代

【266】②以前は昇給も有り手当も有りだったのに、合併で労働時間の短縮による給料の削減及び手当等の廃止。賃金の大幅なダウンになりました。市との話し合いで60歳まで働くことができるようになり

ましたが不安です。以前の勤務体系に戻して欲しいです。男性／60 歳未満

【271】①年齢的な問題や 60 代から生活していく金銭面的な事などたくさんの方が不安があります。②勤務時間や仕事の内容が職員と比べて軽いことや、給料面で差があるのは当たり前だと思うが、生活する基準はほとんど変わらないと思うので、何かしらの手当や昇給やらが少しはあった方が良いのではないかと思います。あるときは職員と同じ立場で、あるときは嘱託だからと線を引かれることがたびたびある。女性／50 歳代

【272】①就職先が思うようにならない。②雇用期間が定められていること。女性／40 歳代

【275】①10 年という区切りで 50 代になるが、体力が続くなら今の仕事を続けたい。女性／40 歳代

【281】①長く続けられないのが不安。②不当な要求にも合わせろという上の考え方で他の職場との統一性が得られない。故にまた、保護者とのすれ違いが起きる。女性／30 歳代

【284】①年金の満額受給まで働き続けたい。男性／60 歳以上

【289】②有給休暇を取ろうとしたら、交代職員が先に休むことが多く休みを取れない。合併前の別の自治体から引き続き職員になっている人と、新しく職員になった人との給料があまりにも違いすぎる。男性／60 歳未満

【293】①年齢的に。次は体力的にも制限が出ること。②若くて体力のある人を引き上げてくれる制度、機会があれば良いと思う。女性／50 歳代

【297】①今の仕事が任期満了で終了した時、自分の年齢を考えると、次の仕事・就職先を見つけるのに年齢がかなり不利になるため。②10 年間で任期満了という期限があること、いい環境で働くことができるのにすごく残念です。正職員に対しては、一緒に働く人によりけりで、正職員だからといばかりちらせて自分たち臨時職に 3K をさせる人など、本当に正職員次第で、働きやすさという人間関係が難しい。年休の取りやすさ、サービス残業、昼休みの有無、この点は正職員次第です。女性／40 歳代

【298】②同じ嘱託職員でも仕事の内容など差があることが不満です。データ入力だけの嘱託さんと窓口専門で一日中バタバタ接客している嘱託さん。仕事量は差があるのに賃金は一緒というのが不満です。女性／20 歳代

【303】②病気休暇が非常にとりづらい。男性／60 歳以上

【304】②最初勤めていた頃は、事業が充実していたため、かなり仕事にやりがいを感じておりました。しかし今では事業数が減り（多分予算の関係だと思います）、仕事にやりがいなくなっていました。また、職場では正職員もいて仕事がしやすい環

境でしたが、正職員は別の仕事に移ってしまいました。人数が減らされ有給休暇はさらに取りにくい状況です。仕事時間も減らされ、まともに仕事ができない時もあります。男性／60 歳未満

【307】②社会保険に加入していますが、保険料を決めるのが 3～5 月の給料の平均が基準になり、私の仕事では、繁忙月のため 12 万円ほどになります（少ない月は 6 万円位）。年間 103 万円しか働いていないので、算定基準月を考慮して欲しいです。女性／50 歳代

【309】①1 度雇用が切れると数ヶ月間（職場では 6 ヶ月間と言われています）は市役所で臨時職員として採用されないという決まりがあるので、次の仕事のあてがなくなるのが不安です。女性／30 歳代

【311】①私自身は年齢的にあまり不安はありませんが、若い方はきっと不安かと思われます。②日勤と夜勤の交替で勤務をしています。お休みの希望を聞いてシフトを組んで頂いているので、有休は取れないとのこと。ちょっと不満ですし、納得がいきません。また数年働いていますが一度も昇給がありません。女性／60 歳以上

【315】①年齢によって再就職先があるか不安（勤務条件等も含めて）。②常にストレスがあり、日々仕事上で危機感がある。女性／40 歳代

【320】②専門職であり、仕事の内容、量からみても、賃金が安いと感じる。昇給もないというのも、どうでしょうか。女性／40 歳代

【324】①残りわずかの契約なので、次の仕事を探さなければならなくて焦っている。②雇用期限が過ぎた後の働き場所が見つかるどうか不安です。女性／40 歳代

【326】①正職でなくても雇用期間をもっと長くして欲しい。女性／40 歳代

【327】①もう何年も勤めています。特に感じるのが労働時間の短さ。その上に夏休み、冬休みがあるので年収は 100 万円未満です。臨職は正職とともに働きますが、中には仕事を全くしない人もいます。でも年収では計りしれない差があり非常に不満であります。年に一度の健康診断も実費です。このようなことを市が行っていることに対し大変憤りを感じます。早い改善を求めます。男性／60 歳未満

【329】②専門職なのに賃金が安い。女性／30 歳代

【334】②漠然と将来の暮らしに不安がある。女性／30 歳代

【339】②臨職に対し、“たかが臨時でしょ”という態度と言動が見られます。パワハラ、無視が多々あります。トップに立つ方は人格者であり人を思いやることの出来る方を望みます。役所は何を考えてトップを決めるのか疑問を感じます。女性／50 歳代

【342】②実績労働が多いので、その分を残業として認めて支払ってほしい。例えば草刈り・除雪、

日曜日出勤したときの振替休日など、上げたらきりが無いほどあります。女性／60歳以上

【343】①勤続年数の上限が10年なので、この年からの再就職があるか心配です。女性／50歳代

【346】②賃金、休暇などの差。女性／30歳代

【355】②50歳のときから、解雇や雇い止めの不安がいつもある。もしそうなった場合は、次の就業、働き口を紹介して頂けたらと思っている。女性／50歳代

【356】①もし最長の10年近く働くことができたとして、その頃の年齢は40代の後半です。再就職先があるのか、また出来るのかとても不安です。②働く時間が短いから、収入もその分少なくなるのが残念です。女性／30歳代

【359】①年齢的、体力的、資格等において、パート職しかないのでは!? 病院なので患者様の人数によって看護助手の人数に変動がある。病床(保有数)であれば、固定化できて良いと思うが、現状では正職にはなれない。女性／50歳代

【363】①年齢的に他の仕事につけるとは限らないこと。女性／50歳代

【367】②交替勤務のため、仕事のある週とない週がある。そのため、月の勤務時間が70時間前後でもう少し収入を増やしたいが、かけもちでバイトなどすることを禁止されている。勤務時間が増えるか、仕事に支障がない範囲でのバイトなどをOKにしてもらいたい。女性／40歳代

【368】①契約更新をしても10年間までのため、できればもっと更新をしていただきたい。女性／40歳代

【371】①すぐに就職先が見つかるか、その間の生活費に不安がある。②給料が少ない、有給休暇が少ない、産休がない、夏休みがない、ボーナスがない。女性／20歳代

【373】①自分の年齢的な問題(ハローワークで探しても正規の仕事が少ない)、子育て、家事をしながら働いても、非正規の場合、社会保険料でほとんど手元に残らない。②満期10年を迎えるため次の仕事に就くまでの生活の不安。家事や子育てをしながらの就職活動や資格取得に自信が持てない。十年も同じ仕事を続けているので、別の仕事出来るのか不安がある。女性／30歳代

【376】②とにかく働かされています。朝が早いか夜が遅いしか勤務時間がない。面接のとき、時間のことをいっさい知らされていません。初出勤で聞きました。助手は立ちっぱなしで、看護師は座って仕事をしている。全て(注射以外は何でも出来ます)やらされている感じです。女性／40歳代

【384】①50歳を過ぎて、また仕事を見つけなくてはならないので、大変厳しいと思う。②ずっと働きたいがそれが出来ないのが残念です。女性／40歳代

【386】②いつも正職の人に見下されているのがイヤ。自分勝手に指示を出さないで欲しい。女性／20歳代

【387】①すぐに就職先が見つかるのかと考えると不安になる。女性／30歳代

【393】①同市には保育所が少なく、年齢的(50代)には次の採用は難しいと思うため。女性／50歳代

【398】①年齢的に、就職するのはなかなか難しい。女性／40歳代

【403】②正規職員ととの賃金は、仕事の内容が違えば特になら不満はないが、今の給料では家から独立できない。貯蓄も難しい。女性／30歳代

【404】②賃金について、資格がなければできない仕事なのに、生保より安いことに腹立たしさを覚えます!! 時給をもっと上げて欲しいです! 管理職が、機嫌が悪いときは挨拶もせず、本当にやる気が失せる。正職なのに能力のない人がたくさんいる。また、"自分たちは正職だから"と私たちを下に見る人も。なぜこの人が正職になれたのか?と思うこともあります。女性／50歳代

【407】①すぐに次の仕事が見つかるか不安。②人間関係が悪く、いじめ的な事がある。ある職員に、個人的に申し送りをしてもらえなかったり、患者の前で怒られたり、嫌がらせをされる。その人が休みの日は皆仲良く仕事できている。女性／40歳代

【408】②一生懸命仕事をしている先生と、子ども達と遊ばない先生や無駄話ばかりしている先生。先生同士の中で仲間はづれにする人など、子どもと接する仕事にそぐわないと思われる人が増えてきている。真面目に働いている先生達もたくさんいる中で、こういう先生達と同じ給料で働いていることがバカバカしく思えることがある。女性／30歳代

【410】②自分の頭の中では常に、こうやったらもっと良くなるかも、とか、これじゃあ良くなっていかないのに、,, などと考えている事がある。女性／60歳以上

【413】①非更新時の年齢や再就職先の有無。男性／60歳未満

【416】①年金受給までの間の収入がなくなるので、生活面というよりも経済的に不安である。②今後、いま働いている事業の形態が変わることについて、一般職員には何もおろされてこず、不安を感じています。環境や人員の確保がならぬまま進んで、ただ、勤務時間が延びるなどになるのではないかと、女性／30歳代

【419】①年齢的にその後、就職できるかどうか不安がある。②定年まで職員だった人が再雇用され、一緒に仕事をしていた時にいじめを受けたことがあります。私の他にも何人かその人からいじめを受けております。そういう人を再雇用することに疑問を感じています。女性／40歳代

【422】②暴言を吐かれたり物であてられた。最初は自分に非があると思っていたが、思いあたる事がなく、前日はそれで良い事が、その日は、違うと言われたり、あらさがしをされているようでした。女性／50 歳代

【426】②同じ立場の人でも能力、年齢によって業務内容や責任感の差が大きい。しかしそれが評価、賃金に反映されず、ストレスになる。女性／30 歳代

【427】②正職員には年休の他、病休、夏期休暇、介護休暇、忌引休暇、バースディ休暇などあり、ボーナスも年2回支給されている。臨職は月1回の有休のみで、忌引休暇もなく、欠勤は減給となる。仕事内容は正職と同じで、ミスを起こすと正職の意見を優先する傾向にあり、発言の場がない。女性／60 歳以上

【438】②以前の勤務先では正職員と私（臨時）の2人体制での勤務でした。繁忙期5ヶ月間は正職員と同じ時間帯、仕事内容も同じ。立場が違うだけで給与プラスボーナスまでも職員に支給されているにもかかわらず、職員としての意識不足と、慣れからなのか、怠慢な仕事の仕方に腹が立ちました。同じ仕事・何も変わらないのに、給与の差が大きすぎ、,,自分が情けなくなります。女性／50 歳代

【439】①次の仕事が見つかるかが不安。②公務員はクビがないので臨時職員に働かせ、全く動きません。それなのに公務員よりかなり賃金が少なくボーナスもあります。座る時間もなく動きまわっている私たちがいるのに、座って雑談ばかりしている公務員。給料をあれだけもらっているのだから働かせるべき。だから臨時職員がたくさんやめている。女性／20 歳代

【442】②上司が正職員と臨時に差をつける（接し方）。女性／40 歳代

【453】②人がいないのにもかかわらず沢山仕事を頼んでくる。女性／40 歳代

【454】①契約が終了時、50代になりますので、その後、就職先がすぐに決まるか多少の不安があります。②毎日2時間程度になっていますが、その日より、仕事が終わらず、延長して仕事をしております。もう少し働く時間が長いと助かります。女性／40 歳代

【456】①年齢的に再就職が困難と思われるので。②1年ごとの契約のため昇給が全くない。能力、技術向上のための学ぶ機会があると良いと考えている。女性／40 歳代

【459】①病院通いであることや仕事が出来なくなる不安。女性／50 歳代

【470】②正職員になる可能性はほぼ無し。嘱託職員のため健康診断で検査してもらえない項目もごくわずか(最低項目)。仕事内容、スキルに対して、正職員・正社員並みのお給料、ボーナスをいただきたいと思っています。女性／30 歳代

【476】①資格を持っていても、かなりの年数のプランクがあることと年齢。②勤続年数が長くても賃金等が上がることはない。毎日同じことの繰り返しで、私には他の仕事を与えられない。女性／50 歳代

【479】①年齢的に次の就職がない。雇用期間が60歳までとのことなので。②伝達事項が伝わらなかったり、一部の人でまとまってカヤの外におかれる。人を見くだした態度や言動があるが、イヤならやめるしかないと言われた。同じ助手でも差別がある。女性／50 歳代

【482】①年齢的に難しい事が多いと思われます。女性／50 歳代

【495】①全然情報がない。勤務時間帯が常勤帯の日が多い部署と賃金と同じなのはどうか。平等と言っているのに各部署の業務内容が違いすぎる。ヘルパーの資格が何のためにあるのか。資格がなくても結局同じ事をやらされるのはどうか。少数の都合で勤務時間を変更出来るのは？ 何のための半年更新なのか。それなら皆平等に!!女性／30 歳代

【497】①市役所の臨時職員は半年の契約で、その後の半年は市役所の臨時職員では働けないので、又仕事を探さなくてはならず、又ハローワークに通わなくてはならない。女性／40 歳代

【506】②勤続年数の上限がなければ、と思います。とてもやりがいを感じられる仕事なので、できれば続けて働きたいので。女性／30 歳代

【507】①次の職にすぐ就けるか不安。②正職員はいろんな手当、助成などがあるのに、臨時は通勤手当しか出ない。夏季休暇、忌引休暇さえなく、全部有休で対応しなければならない。時間外でも仕事を依頼され、ことわるとイヤな顔をされる。残業代、ボーナスも出ない。正職員が全然働かない。パソコンを見ながら話してばかり。搬送など全て臨職に依頼する。女性／20 歳代

【508】①年金を受ける前に辞めなければならない。女性／50 歳代

【511】②帰る時間になっても仕事を頼んで来る。使った器具類を紛失・無くなっても探さない。いったいどうなっているのか！ 病院全体がだらしない状態。女性／40 歳代

【515】①高年齢なので再就職が難しい。収入の減少。②退職金がない。ボーナスの差が大きい。時間外勤務等の扱いが不明瞭。男性／60 歳以上

【521】②同様の仕事内容で賃金に差があるのは不満につながると思います。年々、少しでも昇給があると嬉しく思います。女性／40 歳代

【522】②有給休暇がとれない状況。女性／60 歳以上

【524】①いつ次の仕事にありつけるかわからないので。②10年近く働いてやっと手取10万になった程度です。自立した生活などとても無理な状態です。

有給休暇が少なく、発生方法も微妙です。年間で10日間もらえるのですが、1ヶ月に1日というもらい方です。これだけだと不幸などで数日休むと給料が引かれてしまいます。女性／30歳代

【530】①雇い止め後から年金受給までの生活(金銭面)がとても不安。雇い止め前に仕事を探した方が年齢的な問題で有利なのか、,,と考える。女性／50歳代

【531】①母子世帯のため生活の不安がある。②契約期間が決められており、次の職を探すことの不安があります。女性／40歳代

【533】②仕事上、守秘義務にあたる事柄が多いため、精神的疲労が多い。女性／40歳代

【537】②学校の用務員の仕事はほとんどが廊下、トイレの清掃と草刈、除雪と簡単な機器の修理などです。正職員は学校施設管理や数校の用務員の管理などもっと高度な仕事をすべきではと思います。男性／60歳以上

【538】①次の仕事が見つかるか。仕事がしたいときにまた雇用してもらえるか。②子どもの病気や親(族)の忌引の時に有給休暇が足りず、欠勤扱いになって、給料が減額になってしまいます。今年度から子の看護休暇がとれるようになったみたいだが、詳しい説明がない。女性／40歳代

【546】①仕事がなくなって不安のない人っているのですか？ ②こんなに不満をもった職場ははじめて。時短の月は時給制になって手取りが2万ぐらい減る。働くまで知らなかった。こんなところでずっと働いていたってやっていける気がしない。役所関係の職場って最悪なんだと思いました。たくさんありすぎて書き切れない。女性／40歳代

【548】①就職の面接や保険証を市役所にもらいに行った際、不安で「10年で切られるとかないますか？ 1年で切られるのですか？」と聞いたところ、「そんなことはないです。長く働けますし必ず更新されます」と聞いていたが、途中で制度が変わったらしく、10年で切られることになったと他の指導員に聞きました。女性／40歳代

【549】②勤務が土日の契約のため有休は使えないという説明を最初に受け、数年間1度も使わずに経過。土日勤務の条件は変わっていないのに今年度になって説明もなく突然有休が使えるようになり、不信感がある。女性／40歳代

【550】②朝から晩まで働き何年経っても昇給しないでは長く働くことは難しく、かといって辞めたくても、責任ある仕事を任せられ、新人に後を頼むことはできず、今まさにどうしようもできない状況に悩んでいます。正職員になれないなら(準職員など)ボーナスをもらえるなど金銭面での改善をお願いします。女性／30歳代

【551】②賃金が上がらないためやりがいを感じな

い。女性でも毎日重いものを持ったりする作業のため腰痛など体力的に厳しい。立場的には軽視されている感じがする。長く働くには体力的、質金的に非常に不安。女性／30歳代

【552】②釧路市は正社員の採用が少なく、なかなか困難です。正社員の募集があればそちらを受けたいです。今の職場にとくに不満はありませんが、安定する雇用を求めています。女性／40歳代

【553】①働き始めてしばらくしてから同じ職場の臨時さんから上限があると聞きました。10年後に上限が来たときの自分の年齢で次の就職先をみつけれられるか、と不安は感じました。②臨時職員をきちんと扱って欲しい。「うちの職員は公務員試験をくぐってきた優秀な人たちだから。あなたは試験を受けてないんだね」と差別的な発言を受けたりしました。女性／30歳代

【559】①勤務態度や仕事の出来具合によっては勤務年数が満了になっても使って欲しいと思う。②正職員なみに仕事をしているのに賃金が安く、処遇の差が大きすぎる。正職員同士でも仕事をする人、しない人がいて困ることが多く、誰に仕事の指示を仰げばよいのかわからないときがある。嘱託同士でも業務内容の差が大きすぎる。女性／40歳代

【563】②現在、両親と同居していることで生活が成り立っているが、今の賃金では自立した生活は出来ない。このまま契約更新が可能な場合、働き続けるべきか、早い内に転職をするべきか考えてしまう。女性／30歳代

【567】①年齢的にも再就職は難しいと思うので不安。②臨時で勤めて10年近くなるが、今夏、初めてボーナスをもらった。これからも続けて支給されると大変嬉しい。また勤続年数によって、日給が上がる等のシステムがあるとありがたいです。女性／40歳代

【568】②臨時の看護師さんにはボーナスがあるのに、同じような勤務なのではないかもしないですけど、時間も40時間以上働いているのに私たちはボーナスがない。職員さんにかけあっても、市議会に議題としてあげなければいけないとか言われるし、なぜかわからない。ボーナスがあればまたやる気も違う。女性／30歳代

【569】①一応1年ごとの更新で10年間働けると言われたが、もし10年間働いた後の働き先があるのかすごく不安。年齢的なものもあるので、途中で辞めて他の仕事に就いたほうがよいか考えている。女性／40歳代

【570】①年金だけでは生活が不安です。男性／60歳以上

【572】①どうする、妻や子は？男性／60歳未満

【574】②上司のワンマンな態度が許せない。女性／30歳代

資料Ⅲ 集計一覧表

	全体				男女別				60歳未満				任用根拠別				職務内容（対正職員比）別				単位：人、%
	男性		女性		全体		男性		女性		臨時		嘱託		正職員と同様の職務に従事		正職員よりも軽易な職務に従事		職場に正職員がいない		
性別	男性	570	100.0	89	15.6	481	100.0	40	8.3	441	91.7	313	100.0	249	100.0	129	100.0	293	100.0	113	100.0
	女性	89	15.6	481	84.4	40	8.3	441	91.7	39	12.5	50	20.1	30	23.3	38	13.0	18	15.9	95	84.1
年齢	20歳代	569	100.0	88	100.0	481	100.0	40	100.0	441	100.0	312	100.0	249	100.0	128	100.0	293	100.0	113	100.0
	30歳代	46	8.1	6	6.8	40	8.3	46	9.6	6	15.0	40	9.1	27	8.7	19	7.6	11	8.6	21	7.2
	40歳代	116	20.4	4	4.5	112	23.3	116	24.1	4	10.0	112	25.4	52	16.7	34	25.3	24	18.8	59	20.1
	50歳代	157	27.6	8	9.1	149	31.0	157	32.6	8	20.0	149	33.8	88	28.2	66	26.5	35	27.3	81	27.6
	60歳以上	162	28.5	22	25.0	140	29.1	162	33.7	22	55.0	140	31.7	101	32.4	57	22.9	35	27.3	26	23.0
	その他	88	15.5	48	54.5	40	8.3						44	14.1	44	17.7	23	18.0	42	14.3	17
世帯構造	単身世帯	570	100.0	89	100.0	481	100.0	40	100.0	441	100.0	313	100.0	249	100.0	129	100.0	293	100.0	113	100.0
	配偶者と子ども	61	9.9	7	7.9	44	9.1	40	8.3	5	12.5	35	7.9	25	8.0	16	10.4	19	6.5	12	10.6
	配偶者と子ども	126	22.1	38	42.7	88	18.3	166	34.5	8	20.0	158	35.8	107	34.2	70	28.1	43	22.5	28	24.8
	親のみ	182	31.9	16	18.0	166	34.5	166	34.5	8	20.0	158	35.8	107	34.2	70	28.1	43	22.5	28	24.8
	親と兄弟姉妹	62	10.9	6	6.7	56	11.6	60	12.5	5	12.5	55	12.5	34	10.9	28	11.2	11	8.5	34	11.6
	親、配偶者、子ども	20	3.5	4	4.5	16	3.3	18	3.7	3	7.5	15	3.4	10	3.2	10	4.0	5	3.9	3	3.1
	親、配偶者、子ども	29	5.1	4	4.5	25	5.2	25	5.2	2	5.0	23	5.2	18	5.8	11	4.4	6	4.7	19	6.5
	親、配偶者、子ども	18	3.2	9	10.1	9	1.9	11	2.3	5	12.5	6	1.4	11	3.5	7	2.8	3	2.3	12	4.1
	子どものみ	49	8.6	2	2.2	47	9.8	49	10.2	2	5.0	47	10.7	28	8.9	21	8.4	8	6.2	32	10.9
	その他	12	2.1			12	2.5	12	2.5			12	2.7	4	1.3	8	3.2	6	4.7	4	1.4
通園・通学中の子どもがいる	89	100.0	89	100.0	481	100.0	40	100.0	441	100.0	313	100.0	249	100.0	129	100.0	293	100.0	113	100.0	
	338	59.3	76	85.4	262	54.5	253	52.6	31	77.5	222	50.3	187	59.7	74	57.4	173	59.0	65	57.5	
	232	40.7	13	14.6	219	45.5	228	47.4	9	22.5	219	49.7	126	40.3	102	41.0	55	42.6	120	41.0	
	232	100.0	13	100.0	219	100.0	228	100.0	9	100.0	219	100.0	126	100.0	102	100.0	55	100.0	120	100.0	
	102	44.0	10	76.9	92	42.0	99	43.4	7	77.8	92	42.0	56	44.4	45	44.1	34	33.3	52	44.2	
同、人数	101	43.5	1	7.7	100	45.7	100	43.9	2	22.2	100	45.7	49	38.9	48	48.0	18	32.7	52	43.3	
	26	11.2	2	15.4	24	11.0	26	11.4	2	22.2	24	11.0	20	15.9	6	5.9	3	5.5	14	11.7	
	3人				3	1.4	3	1.3			3	1.4	1	0.8	2	2.0	2	1.6	1	0.8	
	4人																				
最終学歴	中卒	555	100.0	86	100.0	469	100.0	468	100.0	38	100.0	430	100.0	242	100.0	126	100.0	285	100.0	109	100.0
	高卒	23	4.1	9	10.5	14	3.0	14	3.0	4	10.5	10	2.3	16	5.2	7	2.9	5	4.0	10	3.5
	各専門門学校卒	278	50.1	48	55.8	230	49.0	229	48.9	20	52.6	209	48.6	152	49.8	120	49.6	72	57.1	138	48.4
	高専、短大卒	70	12.6	7	8.1	63	13.4	63	13.5	4	10.5	59	13.7	44	14.4	26	10.7	21	16.7	33	11.6
	大学卒	131	23.6	2	2.3	129	27.5	124	26.5	2	5.3	129	28.4	70	23.0	59	24.4	21	16.7	71	24.9
雇用（任用）形態	臨時職員	51	9.2	19	22.1	32	6.8	37	7.9	8	21.1	29	6.7	23	7.5	28	11.6	6	4.8	32	11.2
	正職員	2	0.4	1	1.2	1	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.2	2	0.8	2	0.8	1	0.8	1	0.4
	その他	570	100.0	89	100.0	481	100.0	40	100.0	441	100.0	313	100.0	249	100.0	129	100.0	293	100.0	113	100.0
臨時職員	臨時職員	313	54.9	39	43.8	274	57.0	268	55.7	21	52.5	247	56.0	79	61.2	79	61.2	186	62.8	36	31.9
	嘱託職員	249	43.7	50	56.2	199	41.0	205	42.6	19	47.5	186	42.2	50	38.8	50	38.8	106	36.2	72	63.7
	その他	6	1.1			6	1.2	6	1.2			6	1.4					2	0.7	4	3.5
	わからない	2	0.4			2	0.4	2	0.4			2	0.5					1	0.3	1	0.3

単位:人、%

	男女性別			60歳未満			任用根拠別			職務内容(対正職員比)別		
	男性		女性	全体		女性	臨時	嘱託	正職員と同様の職務に従事	正職員よりも軽易な職務に従事	職場に正職員がいない	単位:人、%
	男性	女性		全体	女性							
職種	564	100.0	476	100.0	437	100.0	310	100.0	246	100.0	290	100.0
一般事務	114	20.2	103	21.6	105	22.0	41	13.2	73	29.7	73	25.2
保健士	36	6.4	36	7.6	34	7.1	30	9.7	5	2.0	4	3.6
学芸員	61	10.8	55	11.6	57	11.9	18	5.8	43	17.5	16	5.5
看護師(正番/准番)	31	5.5	1	0.3	24	5.2	27	8.7	4	1.6	14	4.8
看護助手	26	4.6	26	5.5	25	5.2	25	8.1	1	0.4	6	4.7
医療技術者	13	2.3	1	0.2	12	2.5	13	4.2	5	3.9	8	2.8
保健師	1	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.4	1	0.4	1	0.3
介護	20	3.5	20	4.2	16	3.4	10	3.2	4	3.1	12	4.1
相談員	26	4.6	18	3.8	17	3.6	2	0.6	24	9.8	6	4.7
学校給食	40	7.1	40	8.4	39	8.9	33	10.6	1	0.4	3	2.3
保育園調理員	12	2.1	12	2.5	6	1.3	14	3.9	2	1.6	9	3.1
保育事務員	20	3.5	20	4.2	20	4.6	19	6.1	1	0.4	10	7.8
学校事務員	30	5.3	29	3.0	15	3.1	26	8.4	4	1.6	23	18.0
通称職	1	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.4	1	0.4	1	0.3
その他現業	26	4.6	2	0.3	19	4.0	11	3.5	14	5.7	16	5.3
その他非現業	16	2.7	4	0.8	12	2.5	3	1.0	13	5.1	2	0.7
その他	85	15.1	66	13.9	73	15.3	40	12.9	45	18.3	10	7.8
1回の雇用契約期間	567	100.0	479	100.0	440	100.0	311	100.0	248	100.0	293	100.0
6ヶ月未満	37	6.5	28	5.8	30	6.3	34	10.9	2	0.8	11	8.5
6ヶ月間	214	37.7	204	42.6	190	39.7	204	65.6	4	1.6	40	31.0
1年間	273	48.1	220	45.9	224	46.8	38	12.2	234	94.4	57	44.2
学期ごと	29	5.1	12	2.5	17	3.5	27	8.7	2	0.8	16	12.4
その他	14	2.5	4	0.8	13	2.7	8	2.6	6	2.4	5	3.9
現在の仕事での通算 まだしていない(今回の更新回数)	567	100.0	478	100.0	438	100.0	311	100.0	248	100.0	292	100.0
1回	115	20.3	95	19.9	100	20.9	73	23.5	41	16.5	69	23.6
2回	44	7.8	28	5.9	34	7.1	19	6.1	24	9.7	9	7.0
3回	58	10.2	48	10.0	52	10.9	30	9.6	27	10.9	8	6.2
4回	55	9.7	41	8.6	41	8.6	26	8.4	29	11.7	13	10.1
5回以上	43	7.6	36	7.5	35	7.3	30	9.6	12	4.8	10	7.8
同、通算勤続年数	569	100.0	480	100.0	440	100.0	312	100.0	249	100.0	292	100.0
半年未満	110	19.3	92	19.2	95	19.8	71	22.8	37	14.9	17	13.2
半年～1年未満	25	4.4	7	1.5	22	4.6	19	6.1	6	2.4	9	7.0
1年～2年未満	64	11.2	15	3.1	53	11.0	37	11.9	26	10.4	10	7.8
2年～3年未満	66	11.6	12	2.5	50	10.4	39	12.5	26	10.4	13	10.1
3年～5年未満	87	15.3	12	2.5	71	14.8	49	15.7	38	15.3	19	14.7
5年～8年未満	70	12.3	12	2.5	64	13.3	40	12.8	45	18.1	25	19.4
8年～10年未満	60	10.5	6	1.2	48	10.0	27	8.7	31	12.4	11	8.5
10年以上	53.4	38.1	41.6	55.6	54.2	54.8	46.8	61.8	62.0	43.2	29.5	66.4
(再掲) 3年以上			28.1	39.4	39.8	39.8	31.1	46.6	47.3	49.5	48.7	

単位:人、%

	男女別				60歳未満				任用根拠別			職務内容（対正職員比）別			臨時に正職員がいない			
	男性		女性		全体	男性		女性	臨時	嘱託	正職員と同様の職務に従事	正職員よりも軽易な職務に従事						
	全体	女性	男性	女性														
契約更新の回数や勤・上層があると書かれた縁紙に上層があるとは書かれていないという説明を受けたのか	565	100.0	88	100.0	477	100.0	39	100.0	437	100.0	311	100.0	246	100.0	291	100.0	113	100.0
	339	60.0	63	71.6	276	57.9	27	69.2	252	57.7	128	41.2	208	84.6	82	64.1	159	54.6
	167	29.6	21	23.9	146	30.6	146	30.7	136	31.1	140	45.0	26	10.6	40	31.3	93	32.0
	59	10.4	4	4.5	55	11.5	51	10.7	2	5.1	49	11.2	43	13.8	12	4.9	39	13.4
	564	100.0	87	100.0	477	100.0	477	100.0	38	100.0	439	100.0	312	100.0	244	100.0	290	100.0
勤続上層がなければ希望する今の職場で働くこととくに希望しないを希望するが、一わがらない	329	58.3	43	49.4	286	60.0	283	59.3	20	52.6	263	59.9	180	57.7	145	59.4	170	58.6
	69	12.2	16	18.4	53	11.1	48	10.7	13	34.2	43	9.8	46	14.7	22	9.0	40	13.8
	166	29.4	28	32.2	138	28.9	146	30.6	13	34.2	133	30.3	86	27.6	71	31.6	80	27.6
	562	100.0	89	100.0	473	100.0	477	100.0	40	100.0	437	100.0	306	100.0	248	100.0	290	100.0
	202	35.9	32	36.0	170	35.9	192	40.3	26	65.0	166	38.0	109	35.6	93	37.5	54	42.5
(再掲) 非難に不安がある	213	37.9	28	31.5	185	39.1	184	38.6	10	25.0	174	39.8	109	35.6	100	40.3	45	35.4
	115	20.5	24	27.0	91	19.2	78	16.4	2	5.0	76	17.4	68	22.2	45	18.1	20	15.7
	32	5.7	5	5.6	27	5.7	23	4.8	2	5.0	21	4.8	20	6.5	10	4.0	8	6.3
	73.8	67.4	75.1	78.8	78.8	90.0	77.8	71.2	77.8	78.0	69.7	77.7	77.8	78.0	69.7	77.7	77.7	
	568	100.0	89	100.0	479	100.0	479	100.0	40	100.0	439	100.0	312	100.0	248	100.0	293	100.0
現在の雇用形態で働いて、正職員・正社員の仕事に理由(3つ以内で)につけなかったから、イ、成果や責任を強く求められなくなつたから、エ、技術・経験を生かしたくないから、オ、生活を持続するため、ソ、ある程度は長時間・労働日数に選べるから、ク、仕事以外の趣味などの時間を優先したたから、ケ、生きがいや交友関係が広がるため、コ、その他	171	30.1	27	30.3	144	30.1	163	34.0	22	55.0	141	32.1	102	32.7	68	27.4	49	38.3
	31	5.5	2	2.2	29	6.1	27	5.6	1	2.5	26	5.9	23	7.4	6	2.4	5	3.9
	97	17.1	2	2.2	95	19.8	95	19.8	2	5.0	93	21.2	51	16.3	45	18.1	24	18.8
	116	20.4	13	14.6	103	21.5	102	21.3	8	20.0	94	21.4	54	17.3	60	24.2	23	18.0
	149	26.2	20	22.5	129	26.9	117	24.4	3	7.5	114	26.0	82	26.3	63	25.4	30	23.4
連の所定内労働時間未満(20時間未満、20時間未満未満、20時間未満未満、20時間未満以上、その他)	293	51.6	59	66.3	234	48.9	243	50.7	25	62.5	218	49.7	160	51.3	130	52.4	77	60.2
	135	23.8	14	15.7	121	25.3	116	24.2	6	15.0	110	25.1	77	24.7	55	22.2	30	23.4
	33	5.8	5	5.6	28	5.8	23	4.8	2	5.0	21	4.8	21	6.7	11	4.4	6	4.7
	49	8.6	8	9.0	41	8.6	33	6.9	1	2.5	32	7.3	31	9.9	7	6.9	8	6.3
	54	9.5	12	13.5	42	8.8	43	9.0	5	12.5	38	8.7	26	8.3	27	10.9	12	9.4
正職員・正社員で働いて希望している正職員・正社員で働いて希望しない	569	100.0	89	100.0	480	100.0	480	100.0	40	100.0	440	100.0	312	100.0	249	100.0	293	100.0
	249	43.8	36	40.4	213	44.4	235	49.0	28	70.0	207	47.0	139	44.6	109	43.8	77	59.7
	225	39.5	41	46.1	184	38.3	159	33.1	5	12.5	154	35.0	118	37.8	101	40.6	32	24.8
	95	16.7	12	13.5	83	17.3	86	17.9	7	17.5	79	18.0	55	17.6	39	15.7	20	15.5
	563	100.0	89	100.0	474	100.0	474	100.0	40	100.0	434	100.0	308	100.0	247	100.0	290	100.0
連の所定内労働時間未満(20時間未満、20時間未満未満、20時間未満未満、20時間未満以上、その他)	129	23.7	30	34.5	99	21.7	105	22.9	40	100.0	419	100.0	304	100.0	232	100.0	232	100.0
	9	1.7	1	1.1	8	1.8	7	1.5	13	32.5	92	22.0	79	26.0	50	21.6	50	21.6
	293	53.9	38	43.7	255	55.8	251	54.7	18	45.0	233	55.6	184	60.5	106	45.7	106	45.7
	113	20.8	18	20.7	95	20.8	96	20.9	9	22.5	87	20.8	36	11.8	72	31.0	72	31.0
	544	100.0	87	100.0	457	100.0	459	100.0	40	100.0	419	100.0	304	100.0	232	100.0	232	100.0
職務内容(対正職員比)正職員と同様の職務に従事正職員よりも易な職務に従事正職員よりも易な職務に従事正職員よりも易な職務に従事正職員よりも易な職務に従事	129	23.7	30	34.5	99	21.7	105	22.9	40	100.0	419	100.0	304	100.0	232	100.0	232	100.0
	9	1.7	1	1.1	8	1.8	7	1.5	13	32.5	92	22.0	79	26.0	50	21.6	50	21.6
	293	53.9	38	43.7	255	55.8	251	54.7	18	45.0	233	55.6	184	60.5	106	45.7	106	45.7
	113	20.8	18	20.7	95	20.8	96	20.9	9	22.5	87	20.8	36	11.8	72	31.0	72	31.0
	544	100.0	87	100.0	457	100.0	459	100.0	40	100.0	419	100.0	304	100.0	232	100.0	232	100.0

単位:人、%

	全体	男女性別		60歳未満		任用根拠別		職務内容（対正職員比）別										
		男女性別		男女性別		臨時	嘱託	正職員と同様の 職務に従事	正職員よりも軽 易な職務に従事	職場に正職員が いない								
		男性	女性	男性	女性													
		男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性							
有給休暇の使いやすさ 使いやすい 使いやすい 非常に使いやすい	455	100.0	77	100.0	378	100.0	389	100.0	37	100.0	352	100.0	223	100.0	223	100.0	80	100.0
	356	78.2	63	81.8	293	77.5	306	78.7	32	86.5	274	77.8	175	75.8	181	81.2	87	71.9
	81	17.8	11	14.3	70	18.5	68	17.9	3	8.1	65	18.5	43	18.6	37	16.6	31	25.6
	18	4.0	3	3.9	15	4.0	15	3.9	2	5.4	13	3.7	13	5.6	5	2.2	3	7.5
最近の疲労回復状況 一晩睡眠をとればいたい 疲労は回復する 翌朝に前日の疲労を持ちこ すことがときどきある 翌朝に前日の疲労を持ちこ すことがよくある 翌朝に前日の疲労をいつも 持ちこしている	556	100.0	87	100.0	469	100.0	473	100.0	40	100.0	433	100.0	305	100.0	243	100.0	128	100.0
	241	43.3	56	64.4	185	39.4	184	38.9	22	55.0	162	37.4	129	42.3	110	45.3	44	34.4
	167	30.0	19	21.8	148	31.6	149	31.5	11	27.5	138	31.9	94	30.8	71	29.2	45	35.2
	81	14.6	8	9.2	73	15.6	77	16.3	5	12.5	72	16.6	41	13.4	39	16.0	22	17.2
(再掲) 疲労高蓄積群	67	12.1	4	4.6	63	13.4	63	13.3	2	5.0	61	14.1	41	13.4	23	9.5	17	13.3
	26.6	13.8	29.0	29.6	17.5	30.7	26.9	25.5	24.2	24.2	24.5							
	557	100.0	86	100.0	471	100.0	472	100.0	39	100.0	433	100.0	308	100.0	241	100.0	124	100.0
	184	33.0	28	32.6	156	33.1	160	33.9	15	38.5	145	33.5	134	56.5	9	3.7		
賃金の支払い形態 日給月給制 時給制 月給制	152	27.3	15	17.4	137	29.1	127	26.9	9	23.1	118	27.3	128	41.6	17	7.1	20	16.1
	221	39.7	43	50.0	178	37.8	185	39.2	15	38.5	170	39.3	6	1.9	215	89.2	45	36.3
	182	100.0	27	100.0	155	100.0	159	100.0	15	100.0	144	100.0	174	100.0	7	100.0	59	100.0
	28	15.4	15	55.6	13	8.4	18	11.3	7	46.7	11	7.6	27	15.5	1	14.3	15	25.4
日額（日給制） 5000円未満 ～5500円未満 ～6000円未満 ～6500円未満 ～7000円未満 ～8000円未満 ～10000円未満 10000円以上	4	2.2	3	3.7	3	1.9	3	1.9	1	6.7	2	1.4	4	2.3	1	4.3	3	3.0
	63	34.6	3	11.1	60	38.7	60	37.7	2	13.3	58	40.3	62	35.6	1	14.3	15	25.4
	35	19.2	1	3.7	34	21.9	34	21.4	1	6.7	33	22.9	32	18.4	3	42.9	9	15.3
	21	11.5	2	7.4	19	12.3	20	12.6	1	6.7	19	13.2	19	10.9	1	14.3	4	6.8
平均値（単位：円） 標準偏差（単位：円）	13	7.1	1	3.7	12	7.7	10	6.3	1	13.3	10	6.9	12	6.9	1	14.3	3	5.1
	7	3.8	3	11.1	4	2.6	5	3.1	2	13.3	3	2.1	7	4.0	4	6.8	3	2.0
	11	6.0	1	3.7	10	6.5	9	5.7	1	6.7	8	5.6	11	6.3	9	15.3	2	2.0
	6269	5345	6431	6328	5717	6392	6289	6166	5717	6392	6289	6166	5731	6289	6635	6146	5567	
時給（時給制） 750円未満 ～800円未満 ～900円未満 900円以上	147	100.0	15	100.0	132	100.0	123	100.0	9	100.0	114	100.0	125	100.0	15	100.0	20	100.0
	7	4.8	1	6.7	6	4.5	7	5.7	4	11.1	6	5.3	7	5.6	3	15.0	3	15.0
	69	46.9	9	60.0	45	35.6	55	44.7	4	44.4	51	44.7	61	48.8	1	6.7	9	45.0
	46	31.3	3	20.0	32	17.4	42	34.1	2	22.2	40	35.1	44	35.2	2	13.3	2	10.0
平均値（単位：円） 標準偏差（単位：円）	25	17.0	2	13.3	19	15.4	13	10.4	2	22.2	17	14.9	13	10.4	12	80.0	6	30.0
	879	840	884	861	884	860	856	856	1125	909	886	849						
	239	161	246	171	200	169	186	243	462	195	334							

単位:人、%

	全体						男女性別			60歳未満			男女性別			任用根拠別			職務内容（対正職員比）別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							男女性別			60歳未満			男女性別			任用根拠別			職務内容（対正職員比）別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							男性			女性			男性			女性			臨時			嘱託			正職員と同様の職務に従事			正職員よりも軽易な職務に従事			職場に正職員がいない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
							全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1ヶ月の平均的な賃金総収入（税込み。通勤手当は除く）	543	100.0	87	100.0	456	100.0	459	100.0	40	100.0	419	100.0	295	100.0	240	100.0	124	100.0	278	100.0	109	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

	60歳未満															単位・人・%				
	男女別				男女別				任用根拠別				職務内容（対正職員比）別							
	男性		女性		全体		男性		女性		全体		臨時	嘱託	正職員と同様の 職務に従事		正職員よりも軽 易な職務に従事	職場に正職員が いない		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性								
仕事上の不安や不満 （複数回答可）	554	100.0	87	100.0	467	100.0	468	100.0	38	100.0	430	100.0	303	100.0	243	100.0	288	100.0	107	100.0
とくの不満はない	202	36.5	35	40.2	167	35.8	160	34.2	13	34.2	147	34.2	112	37.0	87	35.8	137	47.6	38	35.5
多分の不満がある	193	34.8	23	26.4	170	36.4	166	35.5	7	18.4	159	37.0	95	31.4	94	38.7	105	36.5	35	32.7
不満がある	91	16.4	10	11.5	81	17.3	82	17.5	5	13.2	77	17.9	58	19.1	32	13.2	35	27.6	19	17.8
非常に不満がある	68	12.3	19	21.8	49	10.5	60	12.8	13	34.2	47	10.9	38	12.5	31	12.5	16	5.6	15	14.0
（再掲） 不満がある＋非常に	28.7		33.3	27.8		30.3		47.4		28.8		31.7		25.5		52.0		16.0		31.8
暮らしの状況	567	100.0	89	100.0	478	100.0	480	100.0	40	100.0	440	100.0	310	100.0	249	100.0	292	100.0	113	100.0
大変しい	161	28.4	32	36.0	129	27.0	149	31.0	23	57.5	126	28.6	98	31.6	61	24.5	46	35.9	68	23.3
やや大変しい	218	38.4	30	33.7	188	39.3	180	37.5	9	22.5	171	38.9	113	36.5	104	41.8	45	35.2	115	39.4
普通	172	30.3	27	30.3	145	30.3	137	28.5	8	20.0	129	29.3	91	29.4	77	30.9	35	27.3	99	33.9
ややゆとりがある	12	2.1	12	2.5	10	2.1	10	2.1	10	2.3	6	1.9	2	0.6	2	0.8	2	1.6	7	2.4
大変ゆとりがある	4	0.7	4	0.8	4	0.8	4	0.8	4	0.8	4	0.8	4	0.9	2	0.6	3	1.0	1	0.9
（再掲） 苦しい計	66.8		69.7	66.3		68.5		80.0		67.5		68.1		66.3		71.1		62.7		67.3
仕事上の不安や不満 （複数回答可）	560	100.0	87	100.0	473	100.0	474	100.0	40	100.0	434	100.0	308	100.0	244	100.0	288	100.0	111	100.0
	155	27.7	30	34.5	125	26.4	111	23.4	9	22.5	102	23.5	80	26.0	71	29.1	19	15.0	99	33.7
	145	25.9	17	19.5	128	27.1	142	30.0	67	21.8	77	17.3	67	21.8	77	31.6	33	26.0	70	24.3
	91	16.3	15	17.2	76	16.1	89	18.8	14	35.0	75	17.3	56	18.2	35	14.3	33	26.0	34	11.8
	189	33.8	36	41.4	153	32.3	168	35.4	20	50.0	148	34.1	113	36.7	75	30.7	54	42.5	82	28.5
	141	25.2	27	31.0	114	24.1	121	25.5	15	37.5	106	24.4	82	26.6	59	24.2	58	45.7	48	18.6
	7	1.3	2	2.3	5	1.1	5	1.1	5	1.2	4	1.3	3	1.2	3	1.2	3	2.4	2	0.7
	12	2.1	1	1.1	11	2.3	10	2.1	1	2.5	9	2.1	3	1.0	9	3.7	2	1.6	3	1.0
	24	4.3	2	2.3	22	4.7	23	4.9	2	5.0	21	4.8	13	4.2	11	4.5	8	6.3	5	1.7
	13	2.3	2	2.3	11	2.3	12	2.5	1	2.5	11	2.5	7	2.3	6	2.5	6	4.7	2	0.7
	20	3.6	3	3.4	17	3.6	17	3.6	1	2.5	16	3.7	12	3.9	8	3.3	5	3.9	7	2.4
	48	8.6	7	8.0	41	8.7	40	8.4	3	7.5	37	8.5	29	9.4	19	7.8	12	9.4	18	6.3
	40	7.1	2	2.3	38	8.0	40	8.4	2	5.0	38	8.8	31	10.1	7	2.9	12	9.4	20	6.9
	65	11.6	18	20.7	47	9.9	57	12.0	13	32.5	44	10.1	33	10.7	31	12.7	18	14.2	29	10.1
	33	5.9	7	8.0	26	5.5	30	6.3	5	12.5	25	5.8	16	5.2	17	7.0	7	5.5	22	7.6
	24	4.3	5	5.7	19	4.0	21	4.4	3	7.5	18	4.1	11	3.6	13	5.3	5	3.9	14	4.9
	34	6.1	3	3.4	31	6.6	31	6.5	2	5.0	29	6.7	23	7.5	11	4.5	11	8.7	17	5.9
	89	15.9	12	13.8	77	16.3	81	17.1	8	20.0	73	16.8	46	14.9	43	17.6	33	26.0	29	10.1
	52	9.3	7	8.0	45	9.5	48	10.1	5	12.5	43	9.9	26	8.4	26	10.7	19	15.0	25	8.7
	41	7.3	2	2.3	39	8.2	40	8.4	2	5.0	38	8.8	25	8.1	16	6.6	14	11.0	19	6.6
	20	3.6	20	4.2	18	3.8	18	4.1	9	2.9	11	4.5	7	5.5	10	3.5	2	1.8	3	1.0
	4	0.7	4	0.8	4	0.8	4	0.8	4	0.9	1	0.3	3	1.2	1	0.3	1	0.3	1	0.9
	2	0.4	1	1.1	2	0.4	1	2.5	1	2.5	1	0.2	2	0.8	2	0.8	1	0.3	1	0.3
	27	4.8	1	1.1	26	5.5	27	5.7	1	2.5	26	6.0	16	5.2	11	4.5	4	3.1	17	5.9
（再掲） 高副心群	30.7		34.1	30.0		30.8		48.7		29.2		28.5		33.6		36.2		28.3		28.0
労働組合への加入意 思	551	100.0	88	100.0	463	100.0	467	100.0	39	100.0	428	100.0	302	100.0	241	100.0	283	100.0	107	100.0
	40	7.3	15	17.0	25	5.4	32	6.9	12	30.8	20	4.7	20	6.6	20	8.3	13	10.2	16	5.7
	129	23.4	15	17.0	114	24.6	112	24.0	7	17.9	105	24.5	66	21.9	61	25.3	33	26.0	64	22.6
	235	42.6	34	38.6	201	43.4	206	44.1	15	38.5	191	44.6	132	43.7	100	41.5	56	44.1	118	41.7
	129	23.4	22	25.0	107	23.1	100	21.4	4	10.3	96	22.4	78	25.8	48	19.9	23	18.1	80	28.3
（再掲）	18	3.3	2	2.3	16	3.5	17	3.6	1	2.6	16	3.7	6	2.0	12	5.0	2	1.6	5	1.8
（再掲） 高副心群	30.7		34.1	30.0		30.8		48.7		29.2		28.5		33.6		36.2		28.3		28.0

単位:人、%

職群別												
	一般事務	保育士	学童指導員	看護師（正番／准番）	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃	
性別	114 100.0 11 9.6 103 90.4	36 100.0 6 9.8 30 96.8	61 100.0 9 9.2 55 90.2	31 100.0 1 3.2 30 96.8	26 100.0 3 11.5 26 100.0	20 100.0 3 15.0 20 100.0	20 100.0 8 30.8 18 69.2	40 100.0 8 20.0 32 80.0	20 100.0 1 5.0 20 100.0	30 100.0 29 96.7 1 3.3	26 100.0 2 7.7 24 92.3	
年齢	114 100.0 14 12.3 33 28.9 37 32.5 21 18.4 9 7.9	36 100.0 1 2.8 5 13.9 7 19.4 21 58.3 2 5.6	61 100.0 10 16.4 24 39.3 14 23.0 9 14.8 4 6.6	31 100.0 4 12.9 7 22.6 6 19.4 8 25.8 6 19.4	26 100.0 2 7.7 3 11.5 7 26.9 13 50.0 1 3.8	20 100.0 2 10.0 3 15.0 5 25.0 6 30.0 4 20.0	26 100.0 1 3.8 2 7.7 3 11.5 11 42.3 9 34.6	40 100.0 1 2.5 7 17.5 23 57.5 9 22.5 1 2.5	20 100.0 1 5.0 2 10.0 8 40.0 9 45.0	29 100.0 1 3.4 5 17.2 31 10.0 14 48.3	26 100.0 2 7.7 1 3.8 9 34.6 7 26.9 7 26.9	
世帯構造	114 100.0 7 6.1 20 17.5 27 23.7 27 23.7 7 6.1 4 3.5 2 1.8 12 10.5 4 3.5 4 3.5	36 100.0 3 8.3 7 19.4 15 41.7 1 2.8 5 13.9 3 8.3 3 8.3 1 2.8 1 2.8	61 100.0 10 16.4 18 29.5 11 18.0 3 4.9 2 3.3 3 4.9 2 3.3 2 3.3 2 3.3	31 100.0 5 16.1 7 22.6 11 35.5 2 6.5 4 12.9 1 3.2 3 9.7 1 3.2	26 100.0 2 7.7 3 11.5 7 26.9 13 50.0 1 3.8	20 100.0 3 15.0 2 10.0 2 10.0 2 10.0 4 20.0 2 10.0	26 100.0 4 15.4 10 38.5 4 15.4 2 7.7 1 3.8 3 11.5 1 3.8	40 100.0 1 2.5 3 7.5 32 80.0 2 5.0 1 2.5 3 7.5 1 5.0	20 100.0 2 10.0 8 40.0 2 10.0 2 10.0 1 5.0	30 100.0 3 10.0 11 36.7 8 26.7 1 3.3 2 6.7 4 13.3 1 5.0	26 100.0 2 7.7 9 34.6 8 30.8 2 7.7 1 3.8 2 7.7 1 3.8	
通園・通学中の子ど もの有無	114 100.0 69 60.5 45 39.5	36 100.0 16 44.4 20 55.6	61 100.0 37 60.7 24 39.3	31 100.0 20 64.5 11 35.5	26 100.0 17 65.4 9 34.6	20 100.0 14 70.0 6 30.0	26 100.0 21 80.8 5 19.2	40 100.0 11 27.5 29 72.5	20 100.0 9 45.0 11 55.0	30 100.0 26 86.7 4 13.3	26 100.0 16 61.5 10 38.5	
同、人数	45 100.0 23 51.1 18 40.0 4 8.9	20 100.0 6 30.0 9 45.0 5 25.0	24 100.0 8 33.3 12 50.0 4 16.7	11 100.0 5 45.5 6 54.5	9 100.0 5 55.6 4 44.4	6 100.0 4 66.7 2 33.3	5 100.0 2 40.0 3 60.0	29 100.0 5 17.2 15 51.7 8 27.6 1 3.4	11 100.0 8 72.7 3 27.3	4 100.0 3 75.0 1 25.0	10 100.0 4 40.0 5 50.0 1 10.0	
最終学歴	111 100.0 79 71.2 5 4.5 19 17.1 7 6.3 1 0.9	36 100.0 2 3.4 7 19.4 27 75.0 2 5.6	59 100.0 2 3.4 7 11.9 35 59.3 15 25.4	29 100.0 5 17.2 23 79.3 1 3.4	25 100.0 22 88.0 2 8.0	20 100.0 14 70.0 3 15.0 2 10.0	26 100.0 16 61.5 1 3.8 2 7.7 7 26.9	40 100.0 2 5.0 30 75.0 8 20.0 2 5.0	20 100.0 14 70.0 2 10.0 2 10.0	28 100.0 18 64.3 3 10.7 1 3.6 3 10.7	22 100.0 5 22.7 13 59.1 1 4.5 3 13.6	
雇用（任用）形態	114 100.0 41 36.0 73 64.0	36 100.0 30 83.3 5 13.9 1 2.8	61 100.0 18 29.5 43 70.5	31 100.0 27 87.1 4 12.9	26 100.0 25 96.2 1 3.8	20 100.0 10 50.0 10 50.0	26 100.0 2 7.7 24 92.3	40 100.0 33 82.5 1 2.5 5 12.5 1 2.5	20 100.0 19 95.0 1 5.0	30 100.0 26 86.7 4 13.3	26 100.0 11 42.3 14 53.8 1 3.8	

職種別												
一般事務	保育士	学童指導員	看護師（正看／准看）	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃		
職理	一般事務											
	保育士											
	学童指導員											
	看護師（正看／准看）											
	看護助手											
	医療技術者											
	保健師											
	介護											
	相談員											
	学校給食											
1回の雇用契約期間	6ヶ月未満	10 8.8	2 5.6	1 1.7	2 6.5	2 10.0	26 100.0	40 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0	
	6ヶ月間	31 27.2	28 77.8	8 13.3	23 74.2	9 45.0	1 3.8	32 80.0	2 10.0	2 6.7	8 32.0	
	1年間	70 61.4	6 16.7	47 78.3	5 16.1	9 45.0	23 88.5	5 12.5	8 40.0	10 33.3	14 56.0	
	学期ごと	1 0.9	3 5.0	3 5.0					7 35.0	12 40.0		
	その他	2 1.8	1 1.7	1 1.7	1 3.2		2 7.7		1 5.0	1 3.3	2 8.0	
	現在の仕事での通算 まだしていない（今回の更新回数）	1回	114 100.0	36 100.0	60 100.0	31 100.0	25 100.0	26 100.0	39 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
		2回	40 35.1	6 16.7	10 16.7	6 19.4	1 3.8	4 15.4	6 15.4	5 25.0	5 16.7	5 20.0
		3回	15 13.2	5 8.3	5 8.3	1 3.2	1 3.8	2 7.7	3 7.7		2 6.7	2 8.0
		4回	12 10.5	1 2.8	3 5.0	3 9.7	3 15.0	3 11.5	5 12.8	1 5.0	3 10.0	5 20.0
		5回以上	10 8.8	1 2.8	8 13.3	3 9.7	4 15.4	7 26.9	4 10.3	2 10.0	3 10.0	1 4.0
		8 7.0	1 2.8	4 6.7	1 3.2	1 3.8	1 3.8	17 43.6	12 60.0	13 43.3	12 48.0	
		29 25.4	27 75.0	30 50.0	14 45.2	19 73.1	9 34.6					
		114 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	26 100.0	39 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0	
		36 31.6	6 16.7	10 16.4	5 16.1	1 3.8	5 19.2	7 17.9	5 25.0	4 13.3	4 15.4	
		8 7.0		4 6.6	1 3.2	1 3.8	3 11.5	3 7.7	1 5.0	3 10.0	5 19.2	
同、通算勤続年数	半年未満	14 12.3	3 8.3	4 6.6	6 19.4	3 11.5	2 7.7	4 10.3	3 15.0	4 13.3	4 15.4	
	半年～1年未満	10 8.8	3 8.3	4 6.6	6 19.4	3 11.5	2 7.7	4 10.3	3 15.0	4 13.3	4 15.4	
	1年～2年未満	15 13.2	6 16.7	7 11.5	7 22.6	5 19.2	6 23.1	12 30.8	1 5.0	4 13.3	1 3.8	
	2年～3年未満	16 14.0	3 8.3	7 11.5	2 6.5	4 20.0	6 23.1	3 7.7	3 15.0	5 16.7	9 34.6	
	3年～5年未満	11 9.6	9 25.0	11 18.0	4 12.9	5 19.2	3 11.5		6 30.0	5 16.7	1 3.8	
	5年～8年未満	4 3.5	9 25.0	12 19.7	3 9.7	3 11.5	4 20.0	4 10.3	1 5.0	3 10.0	2 7.7	
	8年～10年未満											
	10年以上	40.4	75.0	60.7	51.6	65.4	61.5	48.7	55.0	56.7	50.0	
	（再掲） 3年以上	27.2	58.3	49.2	29.0	46.2	34.6	17.9	50.0	43.3	46.2	

単位:人、%

	職種別										
	一般事務	保育士	学童指導員	看護婦(正番/准番)	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃
契約更新の回数や勤・上障があると言われた 続年数に上障がある・上障があるとは言われてい ない という説明を受けた か	113 100.0	36 100.0	60 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	25 100.0	40 100.0	20 100.0	29 100.0	25 100.0
	81 71.7	14 38.9	45 75.0	10 32.3	5 19.2	10 50.0	23 92.0	27 67.5	14 70.0	21 72.4	17 68.0
	19 16.8	18 50.0	11 18.3	16 51.6	17 65.4	8 40.0	1 4.0	8 20.0	6 30.0	7 24.1	6 24.0
	13 11.5	4 11.1	4 6.7	5 16.1	4 15.4	2 10.0	1 4.0	5 12.5		1 3.4	2 8.0
勤続上障がなければ 希望する 今の仕事で働くこと 多くに希望しない を希望するか わからない	114 100.0	36 100.0	60 100.0	31 100.0	26 100.0	18 100.0	25 100.0	40 100.0	20 100.0	29 100.0	26 100.0
	72 63.2	28 77.8	36 60.0	10 32.3	12 46.2	6 33.3	13 52.0	23 57.5	16 80.0	20 69.0	18 69.2
	11 9.6	5 13.9	8 13.3	10 32.3	3 11.5	2 11.1	4 16.0	4 10.0		5 17.2	5 17.2
	31 27.2	3 8.3	16 26.7	11 35.5	12 46.2	10 55.6	8 32.0	13 32.5	4 20.0	4 13.8	8 30.8
悪いなめや車検期に 非障に不安がある に対する不安の有無 あまり不安はない まったく不安はない まったく不安はない (再掲) 非常に不安がある	114 100.0	35 100.0	61 100.0	31 100.0	25 100.0	19 100.0	26 100.0	40 100.0	18 100.0	30 100.0	26 100.0
	48 42.1	10 28.6	23 37.7	3 9.7	10 40.0	3 15.8	34 6	11 27.5	13 72.2	15 50.0	11 42.3
	47 41.2	16 45.7	20 32.8	7 22.6	9 36.0	12 63.2	6 23.1	18 45.0	4 22.2	7 23.3	11 42.3
	15 13.2	7 20.0	16 26.2	14 45.2	3 12.0	2 10.5	11 42.3	8 20.0	1 5.6	6 20.0	4 15.4
現在の雇用形態で働いて、正職員・正社員の仕事 に続けなかつたから 理由(3つ以内で 複数回答可)	83.3	74.3	70.5	32.3	76.0	78.9	57.7	72.5	94.4	73.3	84.6
	113 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	26 100.0	40 100.0	19 100.0	30 100.0	26 100.0
	48 42.5	6 16.7	15 24.6	4 12.9	12 46.2	5 25.0	7 26.9	4 10.0	11 57.9	15 50.0	7 26.9
	7 6.2	2 5.6	4 6.6	4 12.9		1 5.0			1 5.3	2 6.7	4 15.4
工・技術・介護・経理を生 かさないから ある程度労働時間・労 働日によって ク・仕事以外の趣味などの 時間を優先したから ケ・生きがいや交友関係が 広がるため コ・その他	24 21.2	8 22.2	4 6.6	9 29.0	1 3.8	2 10.0	1 3.8	16 40.0	1 5.3	5 16.7	7 26.9
	9 8.0	15 41.7	27 44.3	8 25.8	6 23.1	6 30.0	8 30.8	1 2.5			1 3.8
	21 18.6	13 36.1	8 13.1	10 32.3	5 19.2	4 20.0	4 15.4	21 52.5	2 10.5	10 33.3	9 34.6
	57 50.4	19 52.8	22 36.1	12 38.7	19 73.1	14 70.0	17 65.4	16 40.0	14 73.7	20 66.7	12 46.2
週の前定内労働時間 正職員・正社員で働 く希望していない 希望している 希望の程度	18 15.9	11 30.6	16 26.2	11 35.5	3 11.5	2 10.0	6 23.1	14 35.0	4 21.1	7 23.3	11 42.3
	5 4.4	2 5.6	5 8.2	5 16.1			2 7.7	1 2.5		5 16.7	4 15.4
	4 3.5	6 16.7	9 14.8	3 9.7	4 15.4	1 5.0	3 11.5	2 5.0	2 10.5	4 13.3	1 3.8
	11 9.7	3 8.3	8 13.1	2 6.5	1 3.8	4 20.0	2 7.7	4 10.0	1 5.3	2 6.7	2 7.7
週の前定内労働時間 正職員・正社員で働 く希望していない 希望している 希望の程度	114 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	26 100.0	40 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
	63 55.3	9 25.0	28 45.9	8 25.8	17 65.4	11 55.0	10 38.5	10 25.0	16 80.0	15 50.0	7 28.0
	33 28.9	23 63.9	21 34.4	20 64.5	4 15.4	5 25.0	13 50.0	17 42.5	2 10.0	13 43.3	14 56.0
	18 15.8	4 11.1	12 19.7	3 9.7	5 19.2	4 20.0	3 11.5	13 32.5	2 10.0	2 6.7	4 16.0
週の前定内労働時間 週90～20時間未満 週20～35時間未満 週35時間以上 その他	112 100.0	35 100.0	60 100.0	29 100.0	26 100.0	20 100.0	26 100.0	40 100.0	19 100.0	30 100.0	26 100.0
	60 53.6	6 17.1	46 76.7	2 6.9	3 11.5	4 20.0	19 73.1	26 65.0		1 3.3	4 15.4
	22 19.6	2 5.7	11 18.3	7 24.1	3 11.5	4 20.0	6 23.1	6 15.0	1 5.3	16 53.3	5 19.2
	29 25.9	15 42.9	3 5.0	10 34.5	23 88.5	10 50.0	1 3.8	1 2.5	5 25.0	10 33.3	1 3.8
職務内容(対正職員・正職員と同様の職務に就事 正職員よりも高度な内容の 職務に就事 正職員よりも軽易な職務に 就事 職務に正職員がいない 比)	1 0.9	5 14.3		1 3.4		1 5.0		5 12.5	1 5.3		1 3.8
	109 100.0	35 100.0	58 100.0	31 100.0	24 100.0	18 100.0	23 100.0	40 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
	31 28.4	4 11.4	6 10.3	16 51.6	6 25.0	4 22.2	6 26.1	3 7.5	10 50.0	23 76.7	
	1 0.9				2 8.3	1 5.6	1 4.3		1 5.0		
職務内容(対正職員・正職員と同様の職務に就事 正職員よりも高度な内容の 職務に就事 正職員よりも軽易な職務に 就事 職務に正職員がいない 比)	73 67.0	29 82.9	16 27.6	14 45.2	16 66.7	12 66.7	13 56.5	19 47.5	5 25.0	4 13.3	16 64.0
	4 3.7	2 5.7	36 62.1	1 3.2		1 5.6	3 13.0	18 45.0	4 20.0	3 10.0	9 36.0

単位:人・%

職 階 別											
	一般事務	保育士	学童指導員	看護師（正看護）	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃
有給休暇の使いやすさ 使いたい 使いつらい 非常に使いたい	97 100.0 82 84.5 14 14.4 1 1.0	19 100.0 15 78.9 4 21.1	53 100.0 41 77.4 9 17.0 3 5.7	29 100.0 20 69.0 7 24.1 2 6.9	24 100.0 19 79.2 4 16.7 1 4.2	19 100.0 8 42.1 11 57.9	25 100.0 25 100.0	7 100.0 4 57.1 1 14.3 2 28.6	19 100.0 11 57.9 7 36.8 1 5.3	28 100.0 25 89.3 2 7.1 1 3.6	20 100.0 16 80.0 3 15.0 1 5.0
	111 100.0 52 46.8 37 33.3 14 12.6 8 7.2	34 100.0 11 32.4 11 32.4 8 23.5 4 11.8	61 100.0 23 37.7 26 42.6 8 13.1 4 6.6	30 100.0 13 43.3 4 13.3 6 20.0 7 23.3	25 100.0 1 4.0 8 32.0 7 28.0 9 36.0	20 100.0 8 40.0 1 5.0 6 30.0 5 25.0	26 100.0 13 50.0 6 23.1 4 15.4 3 11.5	40 100.0 15 37.5 11 27.5 8 20.0 6 15.0	20 100.0 7 35.0 10 50.0 2 10.0 1 5.0	30 100.0 16 53.3 9 30.0 4 13.3 1 3.3	25 100.0 15 60.0 4 16.0 4 16.0 2 8.0
	(再掲) 疲労感軽減										
	112 100.0 34 30.4 7 6.3 71 63.4	36 100.0 18 50.0 14 38.9 4 11.1	60 100.0 5 8.3 15 25.0 40 66.7	30 100.0 18 60.0 8 26.7 4 13.3	26 100.0 26 100.0	20 100.0 7 35.0 4 20.0 9 45.0	26 100.0 1 3.8 3 11.5 22 84.6	40 100.0 3 7.5 36 90.0 1 2.5	20 100.0 14 70.0 5 25.0 1 5.0	29 100.0 17 58.6 8 27.6 4 13.8	24 100.0 6 25.0 10 41.7 8 33.3
	34 100.0 1 2.9 30 88.2 2 5.9 1 2.9	18 100.0 1 5.6 1 5.6 16 88.9	4 100.0 3 75.0 1 25.0	18 100.0 3 16.7 1 5.6 1 5.6 1 5.6 11 61.1	26 100.0 24 92.3 1 3.8 1 3.8	7 100.0 7 100.0	1 100.0	3 100.0 2 66.7 1 33.3	14 100.0 2 14.3 12 85.7	17 100.0 15 88.2 2 11.8	6 100.0 2 33.3 2 33.3 1 16.7
平均値（単位：円） 標準偏差（単位：円）	5911 229	6579 359	4195 1297	9516 3092	6428 171	7280 0	5500	3677 2315	5635 675	4057 756	4867 2049
時給（時給制）	6 100.0 1 16.7 4 66.7	14 100.0 14 100.0	14 100.0 11 78.6 3 21.4	7 100.0 7 100.0	3 100.0	3 100.0 1 33.3 2 66.7	3 100.0	36 100.0 2 5.6 34 94.4	5 100.0 2 40.0 1 20.0	8 100.0 7 87.5 1 12.5	10 100.0 6 60.0 4 40.0
	1 16.7 1 16.7 156	868 9	935 149	1518 157	880 72	880 72	1245 96	766 12	775 62	769 16	838 92

単位:人・%

職種別											
一般事務	保育士	学童指導員	看護師（正看護師） 准看護師	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃	
1ヶ月の平均的な賃 金総収入（被扶養者 の通勤手当は除く）	110 100.0	34 100.0	58 100.0	31 100.0	23 100.0	18 100.0	26 100.0	37 100.0	19 100.0	30 100.0	25 100.0
5.0万円未満	2 1.8	11 32.4	6 10.3	3 9.7	1 4.3		2 7.7	28 75.7	2 10.5	8 26.7	14 56.0
5.0～7.5万円未満	6 5.5	7 20.6	25 43.1	4 12.9	10 43.5	4 22.2	2 11.5	7 18.9	3 13.8	18 53.3	5 20.0
7.5～10.0万円未満	50 45.5	3 8.8	15 25.9	2 6.5	12 52.2	8 44.4	4 15.4	2 5.4	13 68.4	2 6.7	4 16.0
10.0～12.5万円未満	46 41.8	11 32.4	15 25.9	2 6.5	12 52.2	8 44.4	4 15.4	2 5.4	13 68.4	2 6.7	4 16.0
12.5～15.0万円未満	6 5.5		8 13.8	1 3.2	17 54.8	6 33.3	16 61.5	1 5.3	1 5.3	2 6.7	1 4.0
15.0～17.5万円未満							1 3.8			2 6.7	
17.5万円以上											
平均値（単位：万円）	12.1	8.8	11.8	14.8	12.2	13.8	14.2	4.6	10.4	9.2	6.5
標準偏差（単位：万円）	1.8	4.4	2.4	7.2	1.4	1.6	2.5	2.3	1.9	3.7	3.1
2013年の年間総収入 ～100万円未満	67 100.0	28 100.0	45 100.0	24 100.0	21 100.0	19 100.0	19 100.0	30 100.0	14 100.0	23 100.0	19 100.0
税金や、通勤手当 は除く。勤続年数 ～150万円未満	5 7.5	15 53.6	6 13.3	6 25.0	1 4.8	1 5.3	3 15.8	26 86.7	2 14.3	13 56.5	15 78.9
～175万円未満	13 16.0	5 17.9	7 15.6	4 16.7	6 42.0	2 10.5	3 15.8	1 3.3	3 21.4	5 21.7	2 10.5
～200万円未満	8 11.9	2 7.1	5 11.1	2 8.3	7 33.3	2 10.5	1 5.3	2 6.7		1 4.3	
～250万円未満	30 44.8	2 7.1	10 22.2	1 4.2	7 33.3	3 15.8	3 15.8				
～300万円未満	6 9.0		10 22.2	5 20.8		6 31.6	12 63.2		1 7.1	3 13.0	
300万円以上	1 1.5		2 4.4	3 12.5						1 4.3	
(再掲) 150万円未満	32.8	85.7	40.0	50.0	66.7	42.1	15.8	93.3	92.9	82.6	100.0
200万円未満	89.6	100.0	73.3	54.2	100.0	68.4	36.8	100.0	92.9	82.6	100.0
主たる家計支持者	114 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	26 100.0	39 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
あなた自身の収入	53 46.5	6 16.7	23 37.7	10 32.3	15 57.7	14 70.0	19 73.1	2 5.1	6 30.0	16 53.3	9 36.0
配偶者の収入	40 35.1	27 75.0	22 36.1	21 67.7	9 34.6	3 15.0	2 7.7	34 87.2	10 50.0	9 30.0	10 40.0
子どもの収入	14 12.3		6 9.8		1 3.8	1 5.0		1 2.6	1 5.0	3 10.0	2 8.0
親の収入	1 0.9	1 2.8	4 6.6				1 3.8	2 5.1		2 6.7	2 8.0
その他	6 5.3	2 5.6	6 9.8		1 3.8	2 10.0	4 15.4		3 15.0		2 8.0
複数選択											
医療保険の加入状況	114 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	26 100.0	40 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
勤め先の健康保険に加入	97 85.1	17 47.2	45 73.8	19 61.3	25 96.2	18 90.0	25 96.2	3 7.5	19 95.0	25 83.3	5 19.2
国民健康保険に加入	12 10.5	5 13.9	12 19.7	3 9.7		1 5.0		5 12.5		4 13.3	9 34.6
家族・配偶者などが加入し ている健康保険の被扶養者	4 3.5	13 36.1	2 3.3	9 29.0		1 5.0	1 3.8	32 80.0		1 3.3	11 42.3
加入していない									1 5.0		1 3.8
わからない	1 0.9	1 2.8	1 1.6		1 3.8						
年金保険の加入状況	104 100.0	34 100.0	56 100.0	25 100.0	25 100.0	16 100.0	17 100.0	39 100.0	20 100.0	16 100.0	17 100.0
勤め先の厚生年金	84 80.8	17 50.0	44 78.6	15 60.0	25 100.0	15 93.8	16 94.1	4 10.3	20 100.0	14 87.5	3 17.6
国民年金 (60歳以上は除く)	15 14.4	3 8.8	9 16.1	2 8.0			1 5.9	6 15.4		2 12.5	4 23.5
3号年金（配偶者が厚生年金 や共済年金に加入し被扶養 加入していない）	3 2.9	13 38.2	1 1.8	7 28.0				29 74.4			9 52.9
わからない	2 1.9	1 2.9	2 3.6	1 4.0		1 6.3					1 5.9

単位:人・%

	職種別										
	一般事務	保育士	学童指導員	看護師(正看/定看)	看護助手	介護	相談員	学校給食	学校事務補	学校用務員	清掃
処遇給付に対する よくの不満はない 多くの不満がある 不満度	111 100.0	35 100.0	59 100.0	31 100.0	26 100.0	20 100.0	25 100.0	38 100.0	20 100.0	29 100.0	23 100.0
	46 41.4	15 42.9	18 30.5	11 35.5	4 20.0	4 20.0	12 48.0	23 60.5	4 20.0	6 20.7	12 52.2
	45 40.5	13 37.1	18 30.5	11 35.5	10 38.5	5 25.0	8 32.0	8 21.1	4 20.0	5 17.2	10 43.5
	13 11.7	4 11.4	13 22.0	8 25.8	9 34.6	5 25.0	5 20.0	6 15.8	8 40.0	6 20.7	1 4.3
	7 6.3	3 8.6	10 16.9	1 3.2	7 26.9	6 30.0		1 2.6	4 20.0	12 41.4	
(再掲) 不満がある+非常に	18.0	20.0	39.0	29.0	61.5	55.0	20.0	18.4	60.0	62.1	4.3
暮らしの状況 大変苦しい やや苦しい 普通 ややゆとりがある 大変ゆとりがある	114 100.0	36 100.0	61 100.0	30 100.0	25 100.0	20 100.0	26 100.0	40 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
	29 25.4	7 19.4	13 21.3	3 10.0	14 56.0	7 35.0	4 15.4	10 25.0	9 45.0	16 53.3	8 32.0
	46 40.4	9 25.0	33 54.1	15 50.0	8 32.0	6 30.0	12 46.2	17 42.5	7 35.0	7 23.3	11 44.0
	36 31.6	18 50.0	13 21.3	19 63.3	3 12.0	7 35.0	10 38.5	12 30.0	3 15.0	7 23.3	6 24.0
	1 0.9	2 5.6	2 3.3	2 6.7				1 2.5	1 5.0		
(再掲) 苦しい計	65.8	44.4	75.4	26.7	88.0	65.0	61.5	67.5	80.0	76.7	76.0
仕事上の不安や不満 ア. 不安や不満はとくにない (複数回答可) イ. 給付や賃金が低い ウ. 正職員になるのが困難 エ. 賃金・一時金が安い オ. 正職員との処遇の差が大きい カ. 拘束時間・労働時間が長い キ. 働いたのに賃金が支払われない時間が多い ケ. 朝早くたって夜遅い勤務が多い コ. 休憩時間や休養時間の確保が難しい ク. 仕事がつまらない ク. 働く時間が短い ソ. 仕事にやりがいがない セ. 自分自身が仕事に生かされない タ. 教育訓練の機会が少ない チ. 能力の向上が賃金増に結びつかない ツ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い テ. 職場の人間関係がよくない ト. セクハラやいじめがある ナ. 仕事上の事故やミスに及ぶ差額が大きい ニ. その他	112 100.0	36 100.0	61 100.0	31 100.0	26 100.0	19 100.0	25 100.0	38 100.0	20 100.0	30 100.0	25 100.0
	30 26.8	15 41.7	16 26.2	11 35.5	1 3.8	4 21.1	11 44.0	13 34.2	2 10.0	6 20.0	10 40.0
	40 35.7	9 25.0	18 29.5	1 3.2	3 11.5	4 21.1	6 24.0	6 15.8	11 55.0	7 23.3	7 28.0
	19 17.0	4 11.1	7 11.5	2 6.5	8 30.8	5 26.3	4 16.0	1 2.6	3 15.0	1 3.3	2 8.0
	33 29.5	6 16.7	28 45.9	1 3.2	18 69.2	8 42.1	1 4.0	7 18.4	8 40.0	19 63.3	3 12.0
	20 17.9	7 19.4	17 27.9	8 25.8	12 46.2	8 42.1	5 20.0	5 13.2	7 35.0	16 53.3	3 12.0
	1 0.9	1 2.8	1 1.6	1 3.2	2 7.7						
			2 3.3			1 5.3	1 4.0		1 5.0		2 8.0
	1 0.9		5 8.2	4 12.9	2 7.7	2 10.5			3 15.0		1 4.0
	2 1.8	1 2.8	5 8.2	2 6.5	3 11.5						
	8 7.1	2 5.6	5 8.2	7 22.6	3 11.5	5 26.3		2 5.3	3 15.0	1 3.3	2 8.0
	5 4.5	1 2.8	3 4.9	3 9.7	8 30.8	6 31.6	1 4.0	9 23.7	1 5.0	10 33.3	7 28.0
	14 12.5	2 5.6	3 4.9	2 6.5	1 3.8	3 15.8	2 8.0	12 31.6	1 5.0	1 3.3	1 4.0
	9 8.0	2 5.6	2 3.3	2 6.5	1 3.8	2 10.5	1 4.0		1 5.0	2 6.7	1 4.0
	6 5.4	1 2.8	3 4.9								
	6 5.4	2 5.6	2 3.3	4 12.9	1 3.8	1 5.3	5 20.0	2 5.3		3 10.0	
	12 10.7	3 8.3	16 26.2	1 3.2	8 30.8	4 21.1	2 8.0	4 10.5	4 20.0	7 23.3	2 8.0
	12 10.7	3 8.3	4 6.6	4 12.9	3 11.5	4 21.1	1 4.0	3 7.9	1 5.0	4 13.3	1 4.0
	11 9.8	4 11.1	1 1.6	4 12.9				5 13.2		2 6.7	1 4.0
	7 6.3	1 2.8	1 1.6	5 16.1	1 3.8	2 10.5		1 2.6			
	1 0.9	1 2.8	1 1.6								
	10 8.9	1 2.8	2 3.3		2 7.7	1 5.3			2 10.0		1 4.0
											2 8.0
労働組合への加入 意に加入して積極的 思 なにかわりたい まずは話だけでも聞いてみ たい 現時点ではわからない 22 加入する意思はない その他	113 100.0	35 100.0	57 100.0	30 100.0	24 100.0	20 100.0	26 100.0	39 100.0	20 100.0	29 100.0	24 100.0
	7 6.2	2 5.7	4 7.0	1 3.3	3 12.5	2 10.0	3 11.5			8 27.6	2 8.3
	36 31.9	5 14.3	14 24.6	4 13.3	5 20.8	9 45.0	5 19.2	6 15.4	3 15.0	6 20.7	4 16.7
	47 41.6	15 42.9	24 42.1	12 40.0	10 41.7	6 30.0	11 42.3	22 56.4	12 60.0	9 31.0	8 33.3
	22 19.5	12 34.3	9 15.8	13 43.3	6 25.0	2 10.0	7 26.9	11 28.2	5 25.0	1 3.4	2 8.3
(再掲) 高関心群	38.1	20.0	31.6	16.7	33.3	55.0	30.8	15.4	15.0	48.3	25.0

資料Ⅳ 調査票

【回答方法】この調査は、銅路市に暮らして働く臨時・嘱託（非正規）職員の方々を対象としたものです。質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。回答は原則としてひとつのみです。ただし【複数回答可】の質問もあります。

Ⅰ. はじめに、あなたのこと（属性）についておたずねします。

- 問1 性別は ①男性 ②女性
- 問2 年齢は ①19歳以下 ②20～24歳 ③25～29歳 ④30～34歳 ⑤35～39歳
⑥40～44歳 ⑦45～49歳 ⑧50～54歳 ⑨55～59歳 ⑩60歳以上
- 問3 あなたを含めた世帯の人数は（ ）人 ※単身の場合は「1人」、世帯とは一緒に暮らしているひと。
- 問4 あなたと一緒に暮らしているひとの全てに○をつけて下さい
ア 誰もいない（一人暮らし） イ 配偶者 ウ 子ども エ 親（配偶者の親を含む）
オ あなたの兄弟姉妹 カ その他（ ）
- 問5 あなたの世帯で、現役で働いているひとの全てに○をつけてください（あなた自身は除く）
ア あなたの配偶者 イ 父親 ウ 母親 エ 兄弟姉妹 オ その他（ ）

問6 子どもがいるという方にお聞きします。

- 1) 現在、通園・通学中の子どもはいいますか。
①いない ②いる ⇒ 人数は（ ）人
- 2) 通っているのは（当てはまる全てに○を）
ア 保育園・幼稚園 イ 小学校 ウ 中学校 エ 高校 オ 専門学校 カ 大学・院
- 問7 あなたの最終学歴は ①中卒（高校中退を含む） ②高卒 ③各種専門学校卒
④高専・短大卒 ⑤大卒 ⑥大学院卒

Ⅱ. 以下では、現在のお仕事についてお聞きします。まず雇われ方を中心にお聞きます。

- 問1 あなたの雇用形態は
①臨時職員（随時的任用職員） ②嘱託職員（非常勤嘱託職員）
③その他（ ） ④わからない
- 問2 あなたの職種・仕事は
①一般事務 ②保育士 ③学童指導員 ④増設師（正看／准看） ⑤医療技術者
⑥保健師 ⑦介護 ⑧相談員 ⑨学校給食 ⑩保育園調理員
⑪学校事務補 ⑫学校用務員 ⑬運転職 ⑭清掃 ⑮その他現業 ⑯その他非現業
⑰その他（ ）

【具体的な仕事の内容】

- 問3 1回 の雇用契約期間は
①6ヶ月未満 ②6ヶ月間 ③1年間 ④学期ごと ⑤その他（ ）
- 問4 臨時・嘱託（非正規）職員として今の仕事に従事してから、契約更新を随時で何回行いましたか。
①更新はまだ経験していない ②1回 ③2回 ④3回 ⑤4回 ⑥5回以上
- 問5 同じく、今の仕事に従事してから、通算の勤続年数はどの位になりますか。
①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～2年未満 ④2年～3年未満
⑤3年～5年未満 ⑥5年～8年未満 ⑦8年～10年未満 ⑧10年以上
- 問6 雇われる際、「契約更新の回数や勤続年数には上限がある」という説明を受けていますか。
①上限があると言われた ②上限があるとは言われていない ③わからない・忘れた
- 問7 もしも、更新回数や勤続年数に上限がなければ、今の職場で働き続けることを希望しますか。
①希望する ②とくに希望しない ③わからない
- 問8 あなたは、雇い止め（契約更新されないこと）や、非正規公務員を辞めた後の就職・雇用に対して不安がありますか。
①非常に不安がある ②不安がある ③あまり不安はない ④まったく不安はない

【雇用不安の思いなどありましたら、具体的に書き下しなさい】

- 問9 いまの雇用形態（非正規）で働く理由は何ですか。次の中から該当する主な項目について3つ以内で選んでください。
ア 正職員・正社員の仕事じゃなかったから イ 成果や責任を強く求められなくなかったから
ウ 育児・介護等のため エ 技術・技能・経験を生かしたいから
オ 家計にゆとりを持たせるため カ 生活を維持するため
キ ある程度労働時間・労働日が運べるから ク 仕事以外の趣味などの時間を優先したかったから
ケ 生きがいや交友関係が広がるため コ その他（ ）
- 問10 いま現在、公務職場や民間企業で「正職員・正社員」として働くことを希望していますか。
①希望している ②とくに希望していない ③わからない

Ⅲ. 次に、労働時間や働き方、仕事による疲労についてお聞きします。

問1 あなたの週の所定内労働時間は何時間ですか。

- ①週20時間未満 ②週20～30時間未満 ③週30～35時間未満
④週35時間以上 ⑤その他 ()

問2 あなたの仕事の内容は、正務の公務員（正職員）との対比でどのような関係にありますか。

- ①正職員と同様の職務に従事 ②正職員よりも高度な内容の職務に従事
③正職員よりも軽易な職務に従事 ④職場に正職員がいない

問3 昨年度の有給休暇の日数（与えられた日数。前年度からの繰越分を含みます）と、実際に使用した日数を教えてください。また、有給休暇は使いやすいですか。

- 1) 付与日数は () 日間で、実際に使用した日数は () 日間
2) 有給休暇は使いやすいですか ①使いやすい ②使いづらい ③非常に使いづらい

問4 あなたの最近の疲労の回復状況は次のどれにあたりますか。

- ①1晩睡眠をとればだいたい疲労は回復する ②翌朝に前日の疲労を持ちこすことがときどきある
③翌朝に前日の疲労を持ちこすことがよくある ④翌朝に前日の疲労をいつも持ちこしている

Ⅳ. 賃金や生活、仕事上の不安や不満などについてお聞きします。

問1 賃金についてお聞きします。

1) あなたの賃金の支払い形態と金額を教えてください。

- ①日給月給制（日額 ）円 ②時給制（時給 ）円 ③月給制

2) 1ヶ月間の平均的な賃金総収入（税込み。残業代や諸手当を含む。ただし通勤手当は除く）は、おいくらですか。

() 万 () 千円

3) 2013年の年間賃金総収入額（税込み。残業代や諸手当を含む。ただし通勤手当は除く）は、おいくらですか。

- ①2013年はいまの仕事はしていない ②100万円未満
③100～125万円未満 ④125～150万円未満 ⑤150～175万円未満
⑥175～200万円未満 ⑦200～250万円未満 ⑧250～300万円未満 ⑨300万円以上

問2 あなたの生活は主に何によっていますか。該当するものを1つ選んでください。

- ①あなた自身の収入 ②配偶者の収入 ③子どもの収入 ④親の収入 ⑤その他 ()

問3 現在のあなたの社会保険についてお聞きします。

- 1) 医療保険の種類は
①勤め先の健康保険に加入 ②国民健康保険に加入 ③家族・配偶者などが加入している保険の被扶養者 ④加入していない ⑤わからない

2) 年金の種類は

- ①勤め先の厚生年金 ②国民年金 ③3号年金（配偶者が厚生年金に加入し、自身は保険料を払わない国民年金） ④加入していない ⑤わからない

問4 正務職員との間の賃金・如待遇での差についてどう思われますか。

- ①とくに不満はない ②多少の不満がある ③不満がある ④非常に不満がある

問5 現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか。

- ①大変苦しい ②やや苦しい ③普通 ④ややゆとりがある ⑤大変ゆとりがある

問6 仕事上の不安や不満をお願いします。当てはまる全てに○をつけてください。とくにない場合には「ア」に○をつけてください。

- ア. 不安や不満はとくにない
イ. 解雇や雇い止め ウ. 正職員になるのが困難 エ. 賃金・一時金が安い
オ. 正職員との処遇の差が大きい カ. 拘束時間・労働時間が長い キ. 時間外労働が多い
ク. 働いたのに賃金が支払われない時間（不払い・サービス残業。自宅での作業を含む）が多い
ケ. 朝早くから夜遅い勤務が多い コ. 余暇時間や休業時間の確保が難しい
サ. 有給休暇が取りにくい シ. 仕事がつい ス. 働く時間が短い
セ. 仕事にやりがいがない ソ. 自分の能力が仕事に生かせない
タ. 教育訓練の機会が乏しい チ. 能力の向上が賃金増に結びつかない
ツ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い テ. 職場の人間関係がよくない
ト. セクハラやいじめがある ナ. 仕事上の事故やミスに対する懲罰が厳しい
ニ. ノルマがある ニ. その他

【その内容を具体的に書きください】

最後に、お聞きします。新設市職員は、職員組合を組織し労働条件改善に取り組んでいます。現時点では組合員は正職員が基本ですが、臨時・嘱託（非正規）職員にも、組合加入を認めるべきかどうかを検討中です。みなさんは、組合に加入できるとしたらどうしますか？

- ①ぜひ組合に加入して積極的にかかりたい ②まずは話だけでも聞いてみたい
③現時点ではわからない ④加入する意思はない ⑤その他 ()

お忙しいところたいへん有り難うございました。